

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

平成30年10月

宮城県人事委員会



宮人委第209号
平成30年10月18日

宮城県議会議長 中島源陽 殿
宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本県職員の給与については、平成27年4月から国に準じて、給与制度の総合的見直しに取り組んできたところであり、給料表水準を平均2%引き下げるなど、適正な給与水準の確保に向けた取組を着実に進めてきたところである。

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「平成30年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,680人（一般行政職員5,885人、警察官3,808人、教諭等11,319人、研究員等291人、医師・薬剤師等377人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は390,883円（うち平均給料月額347,158円）となっている。

これら全職員の平均年齢は42.2歳、平均経験年数は20.6年となっており、また、男女別構成は男性64.2%、女性35.8%、学歴別構成は大学卒77.3%、短大卒4.4%、高校卒

18.3%、中学卒0.0%であり、平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額は361,728円（うち平均給料月額325,323円）となっている。

また、平成19年4月から実施した給与構造改革及び平成27年4月から実施した給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ、職員の平均年齢の低下等により、平均給与月額は全体として減少傾向にあり、本年4月は、平成19年4月と比較して33,364円の減（行政職）となっている。

II 民間給与の調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の1,013事業所（「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業）のうちから、267事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く232事業所について、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種9,188人及び教員、研究員等の54職種1,225人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を実地に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.5%と極めて高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

1 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では30.7%（昨年25.2%）、高校卒では15.5%（同17.3%）となっており、大学卒は昨年を上回り、高校卒は昨年を下回っている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では43.9%（同39.4%）で昨年に比べて4.5ポイント増加し、高校卒では28.3%（同31.1%）で2.8ポイント減少している。一方、据え置いた事業所の割合につい

ては、大学卒では54.9%（同60.6%）で5.7ポイント減少、高校卒では71.7%（同68.9%）で2.8ポイント増加している。減額した事業所の割合については、大学卒では1.2%（昨年なし）、高校卒では減額した事業所はなかった（昨年もなし）。

2 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.1%（昨年32.7%）で、昨年に比べ2.4ポイント増加している。ベースダウンを実施した事業所はなかった（同0.7%）。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、93.6%（昨年90.5%）で、昨年に比べて3.1ポイント増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は22.5%（同22.8%）、減額となっている事業所の割合は4.1%（同6.3%）となっている。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

前記の「平成30年職員給与実態調査」及び「平成30年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は365,195円、職員給与が364,553円で、職員給与が民間給与を平均642円（0.18%）下回っている。

2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.43月分（昨年4.40月分）に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給を0.03

月分下回っている。

IV 物価及び生計費等

総務省統計局調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較し、仙台市は0.5%、全国では0.6%の微増となっている。

また、本委員会が、同局の「家計調査」を基礎として、仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で140,196円、3人世帯で175,874円、4人世帯で211,545円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年4月の有効求人倍率は、1.73倍（季節調整値）となっており、昨年4月と比べて0.19ポイント上昇し、全国の状況と比較しても、依然、高い水準が続いている。

V 人事院の給与に関する報告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告・勧告するとともに、公務員人事管理についての報告、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当

- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳]
 [俸給 583円 はね返り分(注) 72円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成30年4月1日
- ・ ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にや

むを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け

- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務効率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に

引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる

- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

VI むすび

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年につき、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が4.5ポイント増加、高校卒では2.8ポイント減少している。減額した事業所については、大学卒では1.2ポイント増加、高校卒ではなかった。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施してきた給与構造改革及び平成27年4月から実施してきた給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は全体として減少傾向となっている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っ

ていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととし、獣医師についても、医師の改定を考慮し、引上げを行うこととした。

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行うこととした。

原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年の本委員会報告において、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととしたところである。

高齢層職員の昇給制度の見直しについては、全国的に未実施の都道府県が減少している状況にある。

一方で、本県における高齢層職員の公務と民間の給与差は縮小傾向にあり、また、国においては定年の引上げに伴い、高齢層職員の給与水準等の在り方の見直しが検討されており、これらの動向について慎重に見極める必要がある。

これらのことから、公務と民間の給与差の状況や国及び他の都道府県との均衡に十分留意しながら、引き続き検討を進めていくこととする。

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分に係る手当額については、算出の基礎としているガソリン価格について、前回の見直し以後に大きく下落している期間が認められたことや他の都道府県の状況をも考慮した結果、手当額の改定及び距離区分の増設が適当と判断した。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、若年層に重点を置きつつ、

全ての号俸について引上げを行う（400円から1,500円の引上げ）。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.45月とする。引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとし、今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとする。

再任用職員の勤勉手当、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

また、平成31年度以降の期末手当・勤勉手当については、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師の改定を考慮し、同様の引上げを行う。

ニ 宿日直手当

人事院勧告の内容に準じて、本年4月に遡って引上げを行う。

ホ 交通用具使用者（普通自動車等を使用する職員）に係る通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分については、現行の使用距離区分に対応する手当額の引下げを行うとともに、使用距離区分の限度を80キロメートルに引き上げ、通勤手当の支給月額を52,500円に引き上げることとする。

これらの改定は、平成31年4月1日から実施する。

(3) その他の課題（住居手当）

住居手当については、人事院報告において、公務員宿舍の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくこととされたことから、本県の実情を踏まえて今後

も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から7年半が経過し、本県は今年度から宮城県震災復興計画の最終段階となる「発展期」を迎えた。これまでの県民と県職員が一丸となった懸命の取組によって、復興の成果は着実に得られているものの、一方では復興の進捗に伴って県が担うべき役割が変化し、また、行政ニーズは一層多様化してきている。

復興を確実に成し遂げるとともに、復興後を見据え、複雑化する課題に的確に対応していくためには、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより、効率的で質の高い行政を行っていくことが、これまで以上に求められている。

職員の確保に向けて、これまでも職員採用試験・選考考査における応募者確保対策を強化してきたほか、任期付職員の採用や他の自治体等からの派遣職員の受入を積極的に進めてきたところであるが、震災からの年月の経過や近年の他地域における大規模災害の発生などにより、特に任期付職員や派遣職員の確保をめぐる環境は厳しさを増している。引き続き必要な人員の確保に向けて、柔軟に様々な取組を行っていくとともに、職員の能力を十分に発揮できるような効率的な組織運営及び人員配置に努める必要がある。

また、復興後を見据えた人事運営の観点からは、職員一人一人の能力・意欲の更なる向上を通じて、効率的で質の高い行政を実現していくことが求められており、引き続き「みやぎ人財育成基本方針※」に基づく人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、現在任期付職員や派遣職員によって担われている業務の今後の在り方について検討を進める必要があるほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に留意しながら、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

震災からの復興に加えて、復興後を見据えた数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、従来から東京都及び大阪市においても宮城県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験等を実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における受験申込者は全体の約16%から18%で推移するなど一定の成果が得られている。また、今年度から宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）において受験資格の上限年齢を29歳に引き上げる取組を行い、受験申込者数が前年比で約49%増加したところである。

一方、土木職や獣医師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を引き続き実施しているほか、獣医師職については、平成29年度から選考方法を変更することにより、受考者の利便性を考慮しつつ、専門性をより重視した選抜を行うなどして、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

近年、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の活発な採用動向等を背景に全体的な応募者の減少傾向が顕著であり、今後も任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、新たな対策にも積極的に取り組み、職員採用試験等の応募者確保に一層注力していく必要がある。

また、こうした状況を踏まえて、多様な経歴、能力を有する職員を採用する仕組みの検討や様々な職員の働き方に応じて活躍できる環境づくりにも努め、将来にわたる県組織の活性化に取り組む必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく本県の特定事業主行動計画において、採用試験受験者等の女性割合及び管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げているところであり、これらの目標の着実な実現に取り組む必要がある。また、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と研修の充実等に取り組み、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより

一層支援していく必要がある。

障害者雇用の推進については、毎年度身体障害者を対象とした採用選考審査を実施してきたところであり、障害者に対する合理的配慮義務を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）が施行されたことを踏まえ、点字試験の対象を一部の競争試験にも拡大して実施しているところである。本年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、任命権者においては同法の適切な運用に努めるとともに、引き続き本委員会と任命権者が連携し、意欲と能力を有する障害者の雇用の促進の取組を適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものである。本県では本格的な導入から2年が経過し、制度として定着してきているところであるが、職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることにより、職員の勤務意欲を向上させていくためには、評価者、被評価者による双方向の人事評価のプロセスを不断に高めていくことが求められる。また、個々の職員に対する人事評価のプロセスは人材を育成する上で有効な手段であることから、積極的に活用していく必要がある。

(4) 定年の引上げへの対応

地方公務員の定年は、地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第3号）により原則60歳と規定されているところである。

人事院は、本年8月に国家公務員の定年について、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するために定年を段階的に65歳まで引き上げること、民間企業の実情を考慮し、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定すること、役職定年制の導入により組織活力を維持すること、短時間勤務制の導入により、60歳を超える職員の多様な働き方を実現することなどの「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

今回示された方向性や課題について、引き続き国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえて検討を進め、適切に対応していく必要がある。また、段階的な

定年の引上げ期間中は再任用制度が存置されることとなるため、引き続き再任用職員の有する貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に活用・継承するための方策など、再任用制度及び運用の課題についても、本県の職務や任用の実態に即して検討していく必要がある。

(5) 会計年度任用職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用の確保と一般職の会計年度任用職員制度の創設を目的とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が、平成32年4月から施行されることとなっている。

現行の臨時・非常勤職員制度からの大規模な制度変更について、確実に対応するとともに、改正法の趣旨も踏まえ、会計年度任用職員に対する給付等について、適切に検討を進め対応する必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

震災復興計画が「発展期」を迎え、多様化している行政ニーズへの適切な対応が求められる中、長時間にわたる時間外勤務が職員の健康面やワーク・ライフ・バランスに及ぼす影響が懸念されている。時間外勤務の縮減については、これまでも本県の重要課題の一つとして、その改善について繰り返し言及してきたところであるが、本年6月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が成立し、民間労働法制においては、来年4月から時間外労働の上限規制や一定日数の年次有給休暇を確実に取得する制度の導入、フレックスタイム制の拡充が予定されるなど、労働者の働き方に大きな変化が見込まれており、本県においても、こうした状況を踏まえた職員の働き方改革を推進していく必要がある。

平成29年度における職員の時間外勤務は、職員一人当たり月平均13.9時間で、前年度に比べて1.1時間減少する一方、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合は横ばいで推移しており、長時間の時間外勤務を行った職員が依然として多い状況にある。

県教育委員会の調査結果によると、県立学校における在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、全教職員の4分の1を超えている。教職員の長時間勤務解消については、本年3月に県教育委員会が「部活動での指導ガイドライン及

び部活動指導の手引き」を策定し、部活動の休養日を設けるなどの負担軽減を図る取組を行っているが、こうした取組と併せて、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学大臣決定）に掲げられている各種取組の実施についても検討する必要がある。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持やワーク・ライフ・バランスの推進、勤務意欲や公務能率の向上にもつながる重要な課題であり、各任命権者においては、サテライトオフィスの設置や時差勤務、朝型勤務の実施、定時退庁日の確保、年間の時間外勤務の上限設定を行うなどの取組を行っているものの、特定の職員に長時間又は長期にわたって過度な業務が集中することのないよう、なお一層の取組が求められる。

また、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要であり、各職員が計画的に休暇を取得し、適度に休養を取ることは、心身の健康保持にとって不可欠である。年次有給休暇の取得状況を見ると、取得日数が5日以下の職員の割合が職員全体の約5分の1となるなど、改善の傾向が見られる。管理監督者には、職員が年次有給休暇を含む各種休暇等を取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに、職員の健康保持について十分な配慮が求められる。

特に、メンタルヘルスについては、復興業務が長期間に及ぶ中、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念されており、各任命権者においては、メンタルヘルス不調者の発生の未然防止やストレスチェックを用いた早期発見・支援といった取組を継続して行う必要がある。管理監督者には、日頃から職員の健康状態に目を配り、健康不安を抱えた職員への適時適切な対応等、メンタルヘルスケアの実践が強く求められる。

なお、国家公務員については、民間労働法制の改正を受け、時間外勤務の命令を行うことができる上限を規則で定めることとし、上限時間を超えた場合には、各省各庁の長は、超過勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うこととされた。職員の健康確保については、月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては申出がなくとも医師による面接指導を行うこと、申出による面接指導の対象となる超過勤務時間数の基準を月100時間から80時間に引き下げることで、より適切に職員の健康管理を行えるよう健康管理医の機能強化を図ること等の取組強化を図ることとしている。

各任命権者においては、これら国家公務員における時間外勤務の上限規制や健康確保措置の状況を踏まえて適切に対応することが求められる。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化、人口減少が急速に進行する中、性別や障害等の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限に発揮して活躍できる社会の実現が重要な課題となっている。本県においても、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、自らのキャリア形成を行いながら、同時に生活との調和を図っていくワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。

とりわけ仕事と育児や介護等の両立支援については、国や他都道府県、民間企業の動向のほか、各種制度の利用状況や職員のニーズ等を踏まえながら、支援制度の見直しを随時行ってきたところであるが、両立支援については、制度の整備とともに、職場全体でその制度趣旨を十分に理解し、支援を必要とする職員が必要に応じて適宜利用できる環境を整えることが重要である。

育児や介護等に関する特別休暇の承認数や育児休業の取得率は徐々に増えてきているものの、各任命権者においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員に対して、育児休業や介護休暇等の両立支援制度の普及啓発を推進し、制度利用を必要とするすべての職員が気兼ねなく利用できる職場環境の整備に継続して取り組んでいく必要がある。

(3) 服務規律の徹底

震災復興に県民一丸となって取り組んでいる中、平成29年度に懲戒処分を受けた職員は27人に上り、こうした一部の職員の非行や不祥事によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が引き続き発生していることは誠に遺憾である。処分事案の内容も、未成年者へのわいせつ行為や飲酒運転、窃盗など、遵法意識に欠けるものが多く、こうした不祥事が繰り返し発生する背景には、規範意識や危機意識の欠如及び公務員としての使命感や倫理感の不足があると考えざるを得ない状況である。

各任命権者においては、このような事態を深刻に受け止め、服務規律の確保と法令遵守の徹底を図り、不祥事の撲滅に向けた抑止力のある効果的な対策を講ずることが必要であり、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感や倫理感、緊張感を持ちながら、日々の職務に当たることが求められる。

また、各任命権者においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメ

ント、マタニティ・ハラスメントといった様々なハラスメントの防止に関する職員への意識啓発、相談体制の整備等を進めているところであるが、職員の健康保持や公務能率維持の観点から、職員一人一人のモラル向上やコンプライアンスの推進を図り、引き続きハラスメントの防止に向け、職員一体となって働きやすい職場環境の維持に取り組んでいくことが不可欠である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画10年間の計画期間における8年目、東日本大震災からの復興において、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」(H30～H32)の初年度となり、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。加えて職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び特別給の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、職員の士気の維持・高揚や有為な人材の確保・育成につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 数	職員 1人あたり 給与月額	左のうち 給料月額
	人	歳	年	円	円
行政職	5,885	41.3	20.6	361,728	325,323
公安職	3,808	37.1	16.3	352,924	319,961
教育職（高校等）	4,539	45.2	22.8	430,861	376,852
教育職（中・小）	6,780	44.0	21.6	411,296	362,435
研究職	291	42.5	19.9	380,956	339,189
医療職（医師等）	25	44.5	21.0	825,363	467,056
医療職（薬剤師等）	261	41.7	19.2	363,245	328,061
医療職（保健師等）	91	40.3	17.9	341,835	325,344
全職種（A）	21,680	42.2	20.6	390,883	347,158
平成29年4月（B）	21,852	42.3	20.6	391,644	347,958
増減（A）－（B）	△172 [△0.8]	△0.1	0.0	△761 [△0.2]	△800 [△0.2]

- (注) 1 「職員1人あたり給与月額」欄は、平成30年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。
- 2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、平成29年4月と対比した増減率である。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員（再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒		計	30.7 [25.2]	(43.9) [39.4]	(54.9) [60.6]	(1.2) [0.0]	69.3 [74.8]
		500人以上	30.1	(48.1)	(51.9)	(0.0)	69.9
		100人以上500人未満	34.7	(38.3)	(58.9)	(2.8)	65.3
		100人未満	22.2	(49.1)	(50.9)	(0.0)	77.8
高校卒		計	15.5 [17.3]	(28.3) [31.1]	(71.7) [68.9]	(0.0) [0.0]	84.5 [82.7]
		500人以上	7.3	(11.9)	(88.1)	(0.0)	92.7
		100人以上500人未満	24.7	(32.6)	(67.4)	(0.0)	75.3
		100人未満	17.0	(33.3)	(66.7)	(0.0)	83.0

(注) 1 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、平成29年調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
		係 員	35.1 [32.7]	13.9 [14.2]	0.0 [0.7]
課 長 級		24.5 [23.0]	13.2 [12.7]	0.0 [0.7]	62.3 [63.6]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成29年調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 停 止			
		増額	減額	変化なし				
係 員	93.6 [92.1]	93.6 [90.5]	22.5 [22.8]	4.1 [6.3]	67.0 [61.4]	0.0 [1.6]	6.4 [7.9]	
課 長 級	86.0 [82.1]	84.6 [80.1]	21.1 [18.9]	4.1 [3.1]	59.4 [58.1]	1.4 [2.0]	14.0 [17.9]	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成29年調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
365,195円	364,553円	642円 (0.18%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)	
上半期 (A2)			360,663円
特別給の支給額	下半期 (B1)		772,659円
	上半期 (B2)		827,402円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		2.13月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		2.30月分
年間の支給割合			4.43月分

[備考] 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月である。

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

別表第7 民間における家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
84.7	(89.7)	[16.7]	[9.3]	[73.1]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である(上記以外に未回答事業所が0.9%ある。)

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は7,400円とすること。

ロ 期末手当及び勤勉手当

(イ) 平成30年12月期の支給割合

a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあつては、0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とすること。

(ロ) 平成31年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.725月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当

の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

ハ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を414,800円とすること。

(ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

(ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を35,300円とすること。

ニ 通勤手当

交通用具使用者のうち、普通自動車等を使用する職員に対する支給月額の限度を52,500円とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

ロ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

ロ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のロの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年12月1日から、1の(2)のロの(ロ)及びニ、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,100	195,400	231,600	264,900	290,900	321,500	365,500	411,000	461,600	525,400
	2	146,200	197,200	233,200	266,800	293,200	323,700	368,100	413,400	464,800	528,300
	3	147,400	199,000	234,700	268,600	295,500	326,000	370,500	415,900	467,800	531,400
	4	148,500	200,800	236,400	270,700	297,600	328,200	373,100	418,300	470,800	534,600
	5	149,600	202,300	237,800	272,400	299,500	330,400	375,000	420,300	473,800	537,700
	6	150,800	204,100	239,500	274,300	301,800	332,400	377,600	422,600	476,900	540,000
	7	151,900	205,900	241,000	276,200	304,100	334,700	379,900	424,700	479,900	542,500
	8	152,900	207,800	242,600	278,400	306,400	336,900	382,400	426,900	483,000	544,900
	9	154,000	209,400	243,800	280,400	308,300	338,800	384,800	428,900	485,700	547,400
	10	155,400	211,200	245,300	282,400	310,600	341,000	387,500	431,000	488,800	549,200
	11	156,700	213,000	246,900	284,500	312,800	343,000	390,100	433,100	491,900	551,000
	12	158,000	214,800	248,300	286,500	315,100	345,200	392,900	435,300	495,000	552,900
	13	159,300	216,100	249,900	288,500	317,200	347,000	395,300	437,000	497,700	554,600
	14	160,800	217,900	251,400	290,600	319,300	349,100	397,600	438,800	500,000	556,000
	15	162,300	219,600	252,700	292,700	321,600	351,100	399,800	440,800	502,300	557,300
	16	163,900	221,500	254,100	294,700	323,700	353,100	402,200	442,800	504,600	558,400
	17	165,300	223,200	255,600	296,500	325,600	354,800	404,000	444,700	506,800	559,700
	18	166,800	224,900	257,200	298,500	327,600	356,800	406,100	446,500	508,200	560,700
	19	168,300	226,500	258,900	300,600	329,600	358,600	408,000	448,400	509,700	561,700
	20	169,800	228,100	260,700	302,600	331,600	360,500	409,800	450,100	511,100	562,600
	21	171,200	229,600	262,300	304,500	333,300	362,400	411,700	451,900	512,300	563,500
	22	173,900	231,300	264,200	306,700	335,500	364,400	413,500	453,400	513,700	
	23	176,500	232,900	265,900	308,700	337,500	366,400	415,300	454,800	515,200	
	24	179,200	234,500	267,600	310,800	339,600	368,300	417,200	456,300	516,700	
	25	181,900	235,700	269,500	312,500	341,000	370,300	419,000	457,700	517,800	
	26	183,600	237,200	271,400	314,600	342,900	372,200	420,600	459,000	519,000	
	27	185,200	238,600	273,200	316,600	344,800	374,200	422,100	460,300	520,200	
	28	186,900	239,800	275,000	318,600	346,700	376,200	423,700	461,500	521,400	
	29	188,400	241,100	276,700	320,400	348,300	377,800	425,300	462,600	522,400	
	30	190,200	242,300	278,700	322,400	350,300	379,600	426,600	463,300	523,300	
	31	192,000	243,300	280,600	324,500	352,200	381,400	427,900	464,100	524,200	
	32	193,800	244,500	282,300	326,600	354,000	383,000	429,100	464,800	525,100	
	33	195,400	245,800	283,800	327,800	355,900	384,800	430,300	465,500	525,900	
	34	196,800	247,000	285,700	329,800	357,700	386,200	431,600	466,300	526,800	
	35	198,300	248,200	287,500	331,700	359,500	387,700	432,900	467,000	527,500	
	36	199,800	249,500	289,400	333,800	361,200	389,300	434,200	467,600	528,000	
	37	201,100	250,400	291,000	335,800	362,700	390,700	435,400	468,100	528,700	
	38	202,400	251,800	292,800	337,700	364,000	392,000	436,200	468,700	529,300	
	39	203,600	253,200	294,600	339,700	365,400	393,200	437,000	469,300	530,100	
	40	204,900	254,700	296,400	341,600	366,800	394,300	437,800	469,900	530,700	

	41	206,200	256,100	297,900	343,500	368,100	395,400	438,400	470,400	531,200
	42	207,600	257,500	299,600	345,400	369,000	396,600	439,100	470,900	
	43	208,900	258,900	301,100	347,200	370,100	397,800	439,800	471,300	
	44	210,200	260,200	302,700	349,200	371,200	398,900	440,500	471,600	
	45	211,300	261,400	304,300	350,700	372,000	399,600	441,300	471,900	
	46	212,600	262,700	306,100	352,100	372,900	400,300	442,100		
	47	213,900	264,200	307,700	353,600	373,800	401,000	442,500		
	48	215,200	265,500	309,400	355,100	374,700	401,700	443,200		
	49	216,300	266,600	310,300	356,700	375,600	402,300	443,700		
	50	217,400	267,700	311,800	357,500	376,400	402,900	444,100		
	51	218,400	269,000	313,300	358,700	377,300	403,400	444,500		
	52	219,500	270,300	314,900	359,700	378,100	403,800	444,900		
	53	220,600	271,300	316,500	360,600	378,800	404,200	445,300		
	54	221,700	272,400	318,100	361,700	379,500	404,500	445,700		
	55	222,600	273,700	319,700	362,700	380,200	404,800	446,100		
	56	223,600	275,000	321,300	363,800	380,900	405,100	446,400		
	57	224,000	275,900	322,800	364,700	381,400	405,500	446,700		
	58	224,900	276,900	324,000	365,400	382,000	405,800	447,100		
	59	225,700	277,900	325,200	366,100	382,600	406,100	447,400		
	60	226,500	279,000	326,400	366,800	383,300	406,400	447,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	227,200	280,100	327,100	367,200	383,700	406,700	448,100		
	62	228,200	281,100	328,000	367,800	384,400	407,000			
	63	229,000	282,000	328,800	368,500	385,000	407,300			
	64	229,900	283,000	329,600	369,200	385,600	407,600			
	65	230,600	283,500	330,500	369,500	386,000	407,900			
	66	231,400	284,400	330,900	370,200	386,600	408,200			
	67	232,300	285,100	331,600	370,900	387,200	408,500			
	68	233,300	286,000	332,400	371,600	387,800	408,800			
	69	234,000	287,000	333,200	371,900	388,200	409,000			
	70	234,700	287,800	333,900	372,500	388,700	409,300			
	71	235,400	288,600	334,700	373,200	389,200	409,600			
	72	236,200	289,400	335,400	373,800	389,800	409,900			
	73	237,000	290,200	335,900	374,100	390,100	410,100			
	74	237,700	290,700	336,500	374,700	390,500	410,400			
	75	238,400	291,100	337,000	375,400	390,900	410,700			
	76	239,000	291,700	337,600	376,000	391,400	410,900			
77	239,700	291,800	337,900	376,400	391,700	411,100				
78	240,500	292,200	338,400	377,000	392,000	411,400				
79	241,300	292,400	338,800	377,600	392,300	411,700				
80	242,000	292,800	339,300	378,100	392,600	411,900				
81	242,500	293,000	339,700	378,600	392,800	412,100				
82	243,200	293,200	340,200	379,200	393,100	412,400				
83	243,900	293,600	340,700	379,700	393,400	412,700				
84	244,600	293,900	341,200	380,000	393,600	412,900				

85	245,200	294,200	341,500	380,400	393,800	413,100				
86	245,900	294,500	341,900	380,900	394,100					
87	246,600	294,800	342,400	381,300	394,400					
88	247,300	295,200	342,800	381,700	394,600					
89	247,800	295,500	343,100	382,100	394,800					
90	248,300	295,900	343,500	382,600	395,100					
91	248,600	296,200	344,000	383,000	395,400					
92	249,000	296,600	344,400	383,400	395,600					
93	249,400	296,700	344,600	383,700	395,800					
94		296,900	345,000	384,200						
95		297,300	345,500	384,600						
96		297,700	345,900	385,000						
97		297,900	346,000	385,300						
98		298,200	346,500	385,800						
99		298,600	346,900	386,200						
100		299,000	347,200	386,600						
101		299,200	347,500	386,900						
102		299,500	347,900							
103		299,900	348,300							
104		300,200	348,800							
105		300,400	349,300							
106		300,700	349,700							
107		301,100	350,100							
108		301,400	350,500							
109		301,600	351,000							
110		302,000	351,400							
111		302,400	351,700							
112		302,700	352,000							
113		302,800	352,500							
114		303,100								
115		303,400								
116		303,800								
117		304,000								
118		304,200								
119		304,500								
120		304,800								
121		305,200								
122		305,400								
123		305,700								
124		306,100								
125		306,400								
再任用職員	189,000	216,700	257,000	276,500	291,800	317,300	359,300	392,700	444,100	525,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,900	184,800	211,400	251,400	295,000	321,600	350,100	384,600	425,800
	2	170,600	186,500	213,400	253,200	297,000	323,800	352,300	386,800	427,600
	3	172,400	188,300	215,400	255,000	299,100	326,100	354,600	388,700	429,500
	4	174,100	190,100	217,400	256,800	301,400	328,200	356,800	390,800	431,400
	5	175,600	192,000	219,400	258,500	303,100	330,400	358,800	392,600	432,800
	6	177,500	194,400	221,200	260,300	305,300	332,600	360,900	394,600	434,600
	7	179,400	196,700	223,300	261,900	307,500	335,000	363,200	396,400	436,200
	8	181,300	199,000	225,200	263,600	309,700	337,200	365,400	398,200	437,700
	9	183,000	201,200	227,300	265,000	311,600	338,900	367,100	399,900	439,300
	10	184,700	203,800	229,100	266,600	313,800	341,200	369,300	401,900	441,000
	11	186,400	206,300	230,900	267,900	316,100	343,400	371,300	403,900	442,600
	12	188,100	208,900	232,700	269,200	318,200	345,700	373,500	406,100	444,200
	13	190,000	211,200	234,500	270,600	320,300	347,700	375,300	407,800	445,300
	14	192,100	213,000	236,500	272,000	322,700	349,900	377,500	409,900	446,900
	15	194,300	214,800	238,400	273,100	324,900	352,100	379,500	411,900	448,800
	16	196,400	216,600	240,300	274,400	327,100	354,200	381,600	414,000	450,600
	17	198,600	218,500	241,800	275,200	328,800	356,200	383,200	415,700	452,200
	18	201,000	220,200	243,600	276,600	331,100	358,200	385,200	417,400	454,000
	19	203,400	222,200	245,400	278,100	333,200	360,200	387,100	419,100	455,800
	20	205,800	224,000	247,200	279,500	335,600	362,300	389,100	420,800	457,500
	21	208,400	225,700	248,800	280,800	337,500	364,100	390,800	422,500	459,100
	22	210,200	227,500	250,300	282,200	339,500	366,100	393,000	424,100	460,800
	23	211,900	229,300	251,500	283,500	341,600	367,900	395,100	425,500	462,500
	24	213,700	231,100	252,800	285,000	343,600	370,000	397,100	427,000	464,300
	25	215,600	232,700	254,100	286,200	345,500	371,700	398,800	428,300	465,800
	26	217,300	234,400	255,300	288,000	347,600	373,700	400,800	429,700	467,200
	27	219,100	236,200	256,600	290,000	349,600	375,700	402,900	431,200	468,700
	28	220,800	237,900	257,800	292,000	351,600	377,800	405,000	432,800	470,000
	29	222,800	239,100	258,900	294,000	353,400	379,600	406,600	434,200	471,200
	30	224,600	240,900	260,000	296,000	355,500	381,700	408,400	435,900	471,900
	31	226,400	242,700	261,300	297,800	357,300	383,800	410,100	437,600	472,600
	32	228,200	244,500	262,400	299,700	359,400	385,800	411,800	439,200	473,300
	33	229,800	245,900	262,900	301,400	360,800	387,700	413,500	440,600	473,800
	34	231,500	247,400	264,200	303,200	362,900	389,800	415,000	442,300	474,600
	35	233,200	248,700	265,300	305,100	364,800	392,000	416,600	444,000	475,300
	36	234,900	250,200	266,500	307,000	366,900	393,900	418,100	445,600	475,900
	37	236,200	251,500	267,400	308,800	368,800	395,600	419,500	447,000	476,300
	38	238,000	252,800	268,600	310,700	370,900	397,100	421,000	447,700	476,900
	39	239,800	254,000	269,600	312,600	372,900	398,400	422,500	448,500	477,400
	40	241,600	255,200	270,600	314,300	374,900	399,800	424,000	449,200	477,900
	41	243,000	256,300	271,800	316,000	377,000	401,000	425,500	449,600	478,400
	42	244,400	257,500	273,100	317,800	379,100	402,100	426,800	450,200	478,800
	43	245,700	258,600	274,400	319,700	381,200	403,100	428,100	450,900	479,200
	44	246,900	259,700	275,600	321,700	383,200	404,100	429,300	451,500	479,600
	45	248,200	260,400	276,700	323,400	384,900	405,400	430,300	452,300	479,900
	46	249,300	261,500	278,300	325,300	386,600	406,600	431,000	453,000	
	47	250,400	262,600	279,800	327,200	388,200	407,700	431,800	453,500	
	48	251,300	263,900	281,300	329,000	389,900	408,900	432,600	454,000	

	49	252,100	264,800	283,100	330,400	391,400	410,200	433,100	454,500
	50	253,200	266,000	284,800	332,000	392,400	411,000	433,500	454,800
	51	254,400	267,000	286,500	333,400	393,400	411,800	434,000	455,100
	52	255,500	268,100	288,000	335,200	394,400	412,500	434,300	455,500
	53	256,100	269,300	289,500	336,700	395,700	413,000	434,600	455,900
	54	257,300	270,200	291,300	338,400	396,800	413,700	435,000	456,100
	55	258,200	271,600	293,100	340,000	397,900	414,400	435,300	456,400
	56	259,400	272,800	294,800	341,800	399,100	415,000	435,600	456,600
	57	260,400	273,800	296,200	342,700	400,400	415,700	435,900	457,000
	58	261,400	275,400	297,900	344,400	401,200	416,100	436,200	457,200
	59	262,200	276,800	299,700	346,000	402,000	416,700	436,500	457,400
	60	263,200	278,400	301,500	347,600	402,700	417,300	436,800	457,600
	61	264,400	280,000	302,900	349,300	403,200	417,700	437,100	458,000
	62	265,300	281,600	304,700	351,000	403,900	418,300	437,400	
	63	266,400	283,200	306,600	352,700	404,600	418,800	437,700	
	64	267,300	284,700	308,300	354,400	405,400	419,300	438,000	
	65	268,400	286,100	309,600	356,000	405,700	419,900	438,300	
	66	269,600	287,500	311,300	357,600	406,400	420,500	438,600	
	67	270,800	289,000	312,700	359,200	407,100	420,900	438,900	
	68	271,900	290,400	314,400	360,800	407,700	421,400	439,200	
	69	273,100	292,000	315,800	362,000	408,100	421,800	439,400	
	70	274,500	293,500	317,200	363,500	408,600	422,100	439,700	
	71	275,900	295,100	318,500	364,800	409,200	422,400	440,000	
	72	277,200	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700	440,300	
	73	278,500	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000	440,500	
	74	279,900	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300	440,800	
	75	281,300	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600	441,100	
	76	282,500	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900	441,400	
	77	283,600	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100	441,600	
	78	284,800	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400	441,900	
	79	286,000	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700	442,200	
	80	287,000	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000	442,500	
	81	288,100	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200	442,700	
	82	289,300	310,200	335,800	378,600	414,700	425,500	443,000	
	83	290,600	311,300	337,400	379,700	415,200	425,800	443,300	
	84	292,000	312,700	339,100	380,900	415,400	426,000	443,600	
	85	293,100	313,600	340,500	382,000	415,700	426,200	443,800	
	86	294,300	315,100	342,000	382,600	416,200	426,500		
	87	295,200	316,400	343,500	383,100	416,500	426,800		
	88	296,400	317,900	345,000	383,700	416,800	427,000		
	89	297,400	319,400	346,300	384,300	417,100	427,200		
	90	298,600	321,000	347,500	384,900	417,500	427,500		
	91	299,700	322,400	348,900	385,500	417,900	427,800		
	92	300,900	323,900	350,200	386,100	418,300	428,000		
	93	301,400	325,200	351,600	386,400	418,600	428,200		
	94	302,700	326,500	353,100	386,900	419,000			
	95	303,800	327,900	354,600	387,500	419,400			
	96	305,100	329,200	356,100	388,000	419,800			
	97	306,300	330,400	357,400	388,400	420,100			
	98	307,500	331,700	358,600	388,800	420,500			
	99	308,700	333,000	359,700	389,400	420,900			
	100	309,900	334,400	360,900	389,900	421,300			

再任
用職
員以
外の
職員

101	311,100	335,800	362,000	390,300	421,600				
102	312,100	336,700	363,200	390,800					
103	313,200	337,800	364,300	391,500					
104	314,200	339,000	365,500	392,000					
105	315,000	340,100	366,700	392,300					
106	315,600	341,200	367,200	392,700					
107	316,200	342,200	367,800	393,200					
108	316,900	343,300	368,400	393,500					
109	317,400	344,500	369,000	393,800					
110	317,900	345,500	369,500	394,300					
111	318,400	346,500	370,000	394,800					
112	319,000	347,400	370,500	395,300					
113	319,800	348,300	370,900	395,600					
114	320,600	349,300	371,300	396,100					
115	321,300	350,300	371,900	396,600					
116	322,000	351,300	372,400	397,100					
117	322,600	352,300	372,800	397,400					
118	323,400	352,800	373,300	397,900					
119	324,100	353,400	373,900	398,400					
120	324,900	354,000	374,400	398,900					
121	325,500	354,300	374,500	399,300					
122	325,800	354,700	375,100	399,800					
123	326,300	355,200	375,600	400,200					
124	326,800	355,600	376,000	400,700					
125	327,100	356,000	376,500	401,100					
126		356,400	377,100	401,600					
127		356,900	377,600	402,000					
128		357,300	378,100	402,500					
129		357,700	378,400	402,900					
130		358,100	378,900						
131		358,500	379,400						
132		358,900	379,900						
133		359,100	380,200						
134		359,600	380,700						
135		360,000	381,100						
136		360,300	381,500						
137		360,600	381,800						
138		361,000	382,300						
139		361,500	382,800						
140		362,000	383,300						
141		362,300	383,600						
142		362,900							
143		363,400							
144		363,900							
145		364,200							
再任用職員	243,200	255,000	259,100	290,600	307,300	321,500	345,200	380,600	412,400

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	159,000	203,700	264,300	332,500	419,900
	2	160,500	205,400	266,800	334,700	421,700
	3	162,000	207,000	269,100	337,100	423,500
	4	163,500	208,800	271,400	339,200	425,200
	5	165,300	210,600	273,900	341,400	426,700
	6	167,200	212,200	276,300	343,600	428,200
	7	169,000	213,900	278,600	345,900	430,100
	8	170,800	215,500	280,800	348,200	432,000
	9	172,600	217,300	283,000	350,000	433,900
	10	174,700	219,200	285,300	352,100	435,700
	11	176,700	221,100	287,700	354,200	437,600
	12	178,700	223,100	289,900	356,300	439,400
	13	180,800	224,600	292,400	358,400	441,100
	14	183,000	226,600	294,500	360,400	443,000
	15	185,200	228,600	296,400	362,400	444,800
	16	187,400	230,600	298,400	364,500	446,700
	17	189,700	232,400	300,500	366,100	448,500
	18	192,300	235,100	303,000	368,000	450,300
	19	194,900	237,900	305,500	369,800	452,100
	20	197,400	240,600	308,300	371,800	453,900
	21	199,900	243,200	310,500	373,400	455,500
	22	201,600	246,000	313,100	375,300	457,200
	23	203,300	248,600	315,400	377,200	459,100
	24	205,000	251,400	318,100	379,100	460,800
	25	206,500	253,900	320,800	380,400	462,600
	26	208,100	256,400	323,100	382,200	464,200
	27	209,800	258,900	325,500	384,000	465,800
	28	211,400	261,200	327,700	385,900	467,300
	29	212,900	263,800	329,900	387,700	468,800
	30	214,600	266,300	331,900	389,600	470,100
	31	216,300	268,500	334,100	391,600	471,400
	32	218,000	270,700	336,400	393,600	472,700
	33	219,500	272,800	338,200	395,300	473,900
	34	221,300	275,000	340,300	397,000	474,600
	35	223,200	277,200	342,400	398,600	475,300
	36	225,000	279,300	344,400	400,400	476,000
	37	226,500	281,600	346,500	401,600	476,700
	38	228,300	283,600	348,600	403,100	
	39	230,100	285,500	350,900	404,500	
	40	231,900	287,500	353,000	406,000	
	41	233,600	289,300	354,900	407,700	
	42	235,300	291,700	357,000	409,100	
	43	237,000	294,100	358,900	410,400	
	44	238,600	296,600	361,000	411,900	

	45	240,000	298,600	362,900	413,500
	46	241,400	301,100	364,900	414,800
	47	242,700	303,400	366,800	416,300
	48	243,900	306,100	368,800	417,900
	49	245,300	308,600	370,400	419,700
	50	246,800	311,000	372,200	421,100
	51	248,000	313,500	374,100	422,700
	52	249,500	315,800	376,100	424,200
	53	250,800	318,000	378,000	425,900
	54	252,000	320,200	379,800	427,400
	55	253,400	322,400	381,600	429,000
	56	254,500	324,600	383,300	430,600
	57	255,800	326,500	384,800	432,100
	58	256,900	328,600	386,400	433,700
	59	258,000	330,700	388,100	434,900
	60	259,200	332,700	389,800	436,100
	61	260,500	334,900	391,100	437,300
	62	261,600	337,000	392,500	438,600
	63	263,000	339,200	393,900	439,900
	64	264,200	341,400	395,200	441,100
	65	265,500	343,100	396,600	442,300
	66	267,000	345,300	397,800	443,500
	67	268,500	347,300	399,200	444,700
	68	270,200	349,600	400,600	445,900
	69	271,600	351,400	401,900	447,100
	70	273,000	353,300	403,200	448,400
	71	274,400	355,300	404,600	449,600
	72	275,800	357,300	406,000	450,800
	73	276,900	358,900	407,300	451,900
	74	278,400	360,800	408,700	452,500
	75	279,800	362,600	410,100	453,000
再任職員以外の職員	76	281,000	364,600	411,400	453,500
	77	282,200	366,400	412,600	454,000
	78	283,400	368,100	413,800	454,600
	79	284,600	369,800	415,100	455,100
	80	285,800	371,400	416,500	455,600
	81	286,900	372,900	417,800	456,100
	82	288,100	374,400	419,000	456,700
	83	289,300	375,900	420,100	457,200
	84	290,500	377,400	421,300	457,700
	85	291,500	378,500	422,500	458,200
	86	292,700	379,900	423,700	
	87	293,700	381,300	424,900	
	88	294,900	382,600	425,900	
	89	296,000	383,900	427,000	
	90	297,100	385,200	428,000	
	91	298,300	386,400	429,000	
	92	299,500	387,700	430,000	

93	300,000	389,000	430,900
94	301,000	390,100	431,700
95	302,100	391,500	432,500
96	303,300	392,700	433,300
97	304,300	394,100	434,200
98	305,400	395,100	434,600
99	306,500	396,200	435,000
100	307,600	397,200	435,400
101	308,500	398,100	435,800
102	309,600	399,100	436,100
103	310,700	400,200	436,400
104	311,700	401,300	436,700
105	312,300	402,000	437,000
106	313,200	402,900	437,300
107	314,000	403,800	437,600
108	314,800	404,700	437,800
109	315,700	405,600	438,000
110	316,100	406,500	
111	316,500	407,300	
112	317,000	408,100	
113	317,600	408,700	
114	318,000	409,400	
115	318,500	410,100	
116	319,000	410,800	
117	319,600	411,400	
118	320,200	411,900	
119	320,600	412,300	
120	321,100	412,700	
121	321,600	413,100	
122	322,000	413,400	
123	322,500	413,700	
124	323,000	413,900	
125	323,600	414,100	
126	323,900	414,400	
127	324,200	414,700	
128	324,500	414,900	
129	324,700	415,100	
130	325,000	415,400	
131	325,300	415,700	
132	325,600	415,900	
133	325,800	416,100	
134	326,000	416,400	
135	326,200	416,700	
136	326,500	416,900	
137	326,800	417,100	
138	327,000	417,400	
139	327,300	417,700	
140	327,600	417,900	

	141	327,800	418,100			
	142	328,000	418,400			
	143	328,300	418,700			
	144	328,500	418,900			
	145	328,800	419,100			
	146	329,000	419,400			
	147	329,300	419,700			
	148	329,600	419,900			
	149	329,800	420,100			
	150	330,000				
	151	330,300				
	152	330,600				
	153	330,800				
再任用職員		235,700	276,200	305,100	333,400	418,100

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,000	175,100	264,300	293,400	409,600
	2	160,500	177,200	266,800	296,000	411,100
	3	162,000	179,400	269,100	298,900	412,600
	4	163,500	181,600	271,400	301,400	414,100
	5	165,300	183,600	273,900	303,900	415,500
	6	167,200	185,800	276,300	306,300	416,900
	7	169,000	188,000	278,600	308,700	418,400
	8	170,800	190,200	280,800	311,100	420,100
	9	172,600	192,500	283,000	313,500	421,500
	10	174,700	195,400	285,300	316,100	422,900
	11	176,700	198,100	287,700	318,800	424,300
	12	178,700	200,800	289,900	321,800	425,600
	13	180,800	203,700	292,400	324,200	426,900
	14	183,000	205,400	294,500	326,200	428,300
	15	185,200	207,000	296,400	328,200	429,700
	16	187,400	208,800	298,400	330,500	431,100
	17	189,700	210,600	300,500	332,500	432,300
	18	192,300	212,200	303,000	334,700	433,700
	19	194,900	213,900	305,500	337,100	434,900
	20	197,400	215,500	308,300	339,200	436,200
	21	199,900	217,300	310,500	341,400	437,300
	22	201,600	219,200	313,100	343,600	438,500
	23	203,300	221,100	315,400	345,900	439,800
	24	205,000	223,100	318,100	348,200	441,100
	25	206,500	224,600	320,800	350,000	442,400
	26	208,000	226,600	323,100	351,800	443,600
	27	209,600	228,600	325,500	353,700	444,600
	28	211,100	230,600	327,700	355,600	445,700
	29	212,800	232,400	329,900	357,400	446,900
	30	214,500	235,100	331,900	359,200	447,700
	31	216,200	237,900	334,100	360,900	448,600
	32	217,900	240,600	336,400	362,800	449,500
	33	219,300	243,200	338,200	364,200	450,400
	34	221,000	246,000	340,300	365,900	450,900
	35	222,800	248,600	342,400	367,400	451,400
	36	224,500	251,400	344,400	369,200	451,900
	37	225,900	253,900	346,400	371,100	452,400
	38	227,600	256,400	348,300	372,600	452,900
	39	229,300	258,900	350,400	373,900	453,400
	40	231,000	261,200	352,300	375,500	453,900
	41	232,600	263,800	353,800	376,600	454,400
	42	234,300	266,300	355,600	378,100	454,900
	43	236,000	268,500	357,200	379,500	455,400
	44	237,600	270,700	358,900	381,000	455,900

	45	239,300	272,800	360,700	382,400
	46	240,800	275,000	362,400	384,000
	47	242,100	277,200	363,800	385,600
	48	243,500	279,300	365,400	387,100
	49	244,700	281,600	366,600	388,500
	50	246,100	283,600	368,100	390,000
	51	247,600	285,500	369,700	391,600
	52	248,800	287,500	371,300	393,000
	53	250,000	289,300	372,700	394,200
	54	251,400	291,700	374,200	395,500
	55	252,600	294,100	375,700	396,600
	56	253,800	296,600	377,300	397,700
	57	255,000	298,600	378,800	399,100
	58	256,200	301,100	380,200	400,300
	59	257,300	303,400	381,600	401,500
	60	258,500	306,100	382,900	402,800
	61	259,900	308,600	383,800	404,000
	62	260,900	311,000	385,000	405,000
	63	262,100	313,500	386,200	406,500
	64	263,000	315,800	387,300	407,800
	65	264,100	318,000	388,200	409,000
	66	265,500	320,200	389,400	410,100
	67	266,900	322,400	390,400	411,300
	68	268,300	324,600	391,600	412,400
	69	269,900	326,500	392,800	413,400
	70	271,400	328,600	393,800	414,600
	71	272,900	330,700	394,900	415,800
	72	274,300	332,700	396,100	417,000
	73	275,300	334,900	397,100	417,600
	74	276,500	337,000	398,200	418,400
	75	277,900	339,200	399,300	419,100
	76	279,100	341,400	400,400	419,700
	77	280,300	343,100	401,300	420,000
	78	281,400	345,000	402,200	420,400
	79	282,600	346,700	403,200	420,800
再任職員以外の職員	80	283,800	348,500	404,200	421,200
	81	285,000	350,400	405,000	421,500
	82	285,900	352,200	405,900	421,900
	83	287,100	353,600	406,600	422,300
	84	288,300	355,400	407,400	422,600
	85	289,200	356,600	408,100	422,900
	86	290,100	358,200	408,900	423,300
	87	290,800	359,700	409,600	423,700
	88	291,900	361,200	410,300	424,000
	89	292,900	362,500	410,900	424,300
	90	293,800	363,900	411,600	424,600
	91	294,700	365,300	412,100	424,900
	92	295,500	366,700	412,800	425,100

93	295,800	368,200	413,200	425,300
94	296,500	369,500	413,600	425,600
95	297,200	370,800	413,900	425,900
96	298,000	372,000	414,200	426,100
97	298,800	373,000	414,500	426,300
98	299,600	374,000	414,800	426,600
99	300,400	375,000	415,100	426,900
100	301,100	376,000	415,300	427,100
101	302,000	377,000	415,500	427,300
102	302,500	378,000	415,800	
103	303,000	379,000	416,100	
104	303,500	380,000	416,300	
105	303,700	380,800	416,500	
106	304,100	381,700	416,800	
107	304,400	382,600	417,100	
108	304,600	383,600	417,300	
109	304,800	384,400	417,500	
110	305,000	385,400	417,800	
111	305,300	386,400	418,100	
112	305,600	387,400	418,300	
113	305,900	388,000	418,500	
114	306,100	388,900	418,800	
115	306,300	389,800	419,100	
116	306,600	390,700	419,300	
117	306,900	391,600	419,600	
118	307,200	392,300		
119	307,500	393,100		
120	307,800	393,900		
121	307,900	394,500		
122	308,100	395,300		
123	308,400	396,000		
124	308,700	396,700		
125	308,900	397,300		
126		398,000		
127		398,500		
128		399,100		
129		399,800		
130		400,400		
131		400,900		
132		401,400		
133		401,700		
134		402,000		
135		402,300		
136		402,600		
137		402,900		
138		403,200		
139		403,500		
140		403,800		

	141		404,100			
	142		404,400			
	143		404,700			
	144		405,000			
	145		405,300			
	146		405,600			
	147		405,900			
	148		406,100			
	149		406,300			
	150		406,600			
	151		406,900			
	152		407,100			
	153		407,300			
	154		407,600			
	155		407,900			
	156		408,100			
	157		408,300			
	158		408,600			
	159		408,900			
	160		409,100			
	161		409,300			
再任用職員		226,800	273,000	300,200	326,700	408,100

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,300	195,400	282,200	333,800	391,600
	2	146,400	198,000	284,600	336,100	394,500
	3	147,600	200,400	287,000	338,300	397,100
	4	148,700	202,800	289,400	340,300	399,900
	5	149,800	205,300	291,700	342,100	402,000
	6	151,200	207,700	294,000	344,200	404,700
	7	152,500	210,000	296,000	346,300	407,500
	8	153,800	212,200	298,000	348,300	410,200
	9	154,900	214,300	300,100	350,100	412,700
	10	156,600	216,600	302,700	352,100	415,300
	11	158,200	219,100	305,300	354,200	418,000
	12	159,800	221,400	308,200	356,100	420,900
	13	161,300	223,500	310,300	358,100	423,500
	14	163,200	225,900	312,900	360,000	426,200
	15	165,200	228,300	315,400	361,800	429,000
	16	167,200	230,700	318,200	363,800	431,700
	17	169,000	232,900	320,900	365,500	434,300
	18	171,200	235,800	323,100	367,400	436,900
	19	173,400	238,700	325,300	369,100	439,400
	20	175,500	241,600	327,400	371,100	442,000
	21	177,700	244,100	329,600	372,600	444,500
	22	180,200	246,800	331,600	374,600	447,100
	23	182,500	249,300	333,600	376,300	449,800
	24	184,800	252,100	335,700	378,300	452,300
	25	186,900	254,800	337,600	379,700	454,500
	26	189,100	257,200	339,500	381,400	456,800
	27	191,200	259,500	341,300	383,300	459,300
	28	193,400	261,700	343,100	385,200	461,800
	29	195,500	264,400	345,000	386,900	464,400
	30	197,100	266,600	346,700	388,800	466,900
	31	198,900	268,500	348,200	390,700	469,400
	32	200,600	270,600	350,000	392,700	471,900
	33	202,400	272,300	351,200	394,300	474,200
	34	204,300	274,300	352,600	396,100	476,700
	35	206,200	276,400	353,900	397,700	479,100
	36	208,200	278,400	355,400	399,500	481,600
	37	209,700	280,300	356,600	400,700	484,000
	38	211,600	281,800	358,000	402,200	486,500
	39	213,500	283,000	359,200	403,600	488,900
	40	215,400	284,500	360,600	405,000	491,500
	41	217,200	285,900	361,300	406,500	493,800
	42	219,100	286,800	362,400	407,800	496,000
	43	221,000	287,800	363,700	409,300	498,200
	44	223,000	288,800	364,800	410,900	500,400

再任 用職 員以 外の 職員	45	224,700	289,500	365,900	412,300	502,100
	46	226,600	290,700	367,100	413,500	503,600
	47	228,400	291,900	368,400	415,100	505,300
	48	230,200	293,200	369,500	416,700	506,800
	49	231,900	294,500	370,600	418,000	508,500
	50	233,700	295,800	371,900	419,500	509,900
	51	235,400	296,900	373,200	421,000	511,300
	52	237,200	298,000	374,500	422,400	512,800
	53	238,600	299,200	375,200	423,800	513,900
	54	240,400	300,400	376,200	425,200	515,100
	55	242,100	301,700	377,200	426,600	516,300
	56	243,700	302,800	378,200	428,000	517,500
	57	244,900	303,600	379,000	429,100	518,400
	58	246,100	304,700	379,800	430,400	519,500
	59	247,100	305,900	380,500	431,800	520,500
	60	248,200	307,100	381,200	433,100	521,500
	61	249,300	308,000	381,800	434,000	522,600
	62	250,500	309,100	382,500	434,900	523,500
	63	251,400	310,200	383,400	435,900	524,200
	64	252,500	311,300	384,300	436,800	524,900
	65	253,700	312,100	384,900	437,700	525,700
	66	254,700	313,200	385,700	438,500	526,500
	67	255,800	314,100	386,500	439,100	527,300
	68	256,700	315,100	387,300	439,900	528,100
	69	257,600	316,100	387,900	440,300	528,800
	70	259,000	317,100	388,600	440,900	529,600
	71	260,500	318,200	389,300	441,400	530,400
	72	261,800	319,300	390,000	441,900	531,200
	73	263,200	319,800	390,700	442,400	531,900
	74	264,700	320,900	391,400		
	75	266,100	322,000	392,000		
	76	267,200	323,100	392,700		
	77	268,300	324,200	393,400		
	78	269,500	325,200	394,000		
	79	270,800	326,100	394,600		
	80	271,900	327,000	395,200		
	81	273,100	328,100	395,800		
	82	274,400	328,900	396,400		
	83	275,700	329,600	397,000		
	84	276,900	330,400	397,600		
	85	278,100	330,900	398,100		
	86	279,200	331,400	398,600		
	87	280,500	331,900	399,100		
	88	281,700	332,400	399,800		
	89	282,500	332,700	400,200		
	90	283,700	333,200	400,700		
	91	284,700	333,700	401,200		
	92	285,900	334,300	401,900		

	93	286,800	334,600	402,300		
	94	287,800	335,000	402,800		
	95	288,800	335,500	403,300		
	96	289,800	336,000	404,000		
	97	290,100	336,500	404,400		
	98	291,000	337,000			
	99	291,800	337,500			
	100	292,700	338,000			
	101	293,600	338,500			
	102	294,300	339,000			
	103	295,000	339,500			
	104	295,700	340,000			
	105	296,400	340,500			
	106	296,900	340,900			
	107	297,400	341,400			
	108	297,900	341,800			
	109	298,100	342,300			
	110	298,500	342,700			
	111	298,800	343,200			
	112	299,100	343,600			
	113	299,400	344,100			
	114	299,700	344,500			
	115	300,000	345,000			
	116	300,300	345,400			
	117	300,600	345,900			
	118	301,000	346,300			
	119	301,300	346,700			
	120	301,700	347,100			
	121	302,000	347,500			
再任用職員		219,000	260,500	285,500	328,200	387,100

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,600	335,500	400,700	475,000
	2	252,200	338,500	403,600	477,400
	3	254,700	341,400	406,600	479,600
	4	257,200	344,400	409,400	481,900
	5	259,400	347,100	412,000	484,100
	6	263,200	350,500	414,700	486,300
	7	267,100	353,600	417,500	488,500
	8	270,900	356,700	420,300	490,800
	9	274,500	359,500	422,500	492,800
	10	278,600	362,400	425,200	494,900
	11	282,600	365,600	427,800	497,000
	12	286,600	368,800	430,500	499,100
	13	290,400	371,700	432,900	501,200
	14	294,500	375,300	435,500	503,300
	15	298,400	378,600	437,900	505,500
	16	302,300	382,300	440,400	507,600
	17	306,000	385,900	442,400	509,700
	18	309,700	388,600	444,800	511,700
	19	313,200	391,400	447,100	513,700
	20	316,800	394,200	449,600	515,700
	21	320,400	397,000	451,100	517,500
	22	324,200	399,600	453,500	519,400
	23	327,700	402,200	455,800	521,300
	24	331,200	404,600	458,100	523,200
	25	334,700	406,700	460,100	524,900
	26	337,600	409,000	462,500	526,700
	27	340,200	411,200	464,700	528,500
	28	342,800	413,500	467,000	530,300
	29	345,600	415,800	469,100	531,900
	30	347,700	417,900	471,400	533,800
	31	350,000	420,000	473,700	535,600
	32	352,400	422,100	475,900	537,400
	33	354,600	424,000	478,000	539,000
	34	357,000	425,800	480,100	540,800
	35	359,200	427,600	482,200	542,500
	36	361,700	429,600	484,300	544,300
	37	364,000	431,500	486,400	545,900
	38	366,400	433,500	488,200	547,600
	39	368,800	435,500	490,000	549,000
	40	371,000	437,500	491,900	550,600

再任 用職 員以 外の 職員	41	373,300	439,300	493,600	552,100
	42	374,700	441,100	495,400	553,500
	43	376,200	442,800	497,200	554,900
	44	377,700	444,600	499,000	556,200
	45	378,900	446,400	500,600	557,400
	46	380,300	448,300	502,300	558,400
	47	381,800	450,100	504,100	559,400
	48	383,300	451,800	506,000	560,400
	49	384,400	453,600	507,600	561,400
	50	385,400	455,300	508,900	562,400
	51	386,400	457,100	510,200	563,300
	52	387,200	458,900	511,500	564,200
	53	388,100	460,800	512,500	565,000
	54	389,000	462,000	513,800	565,900
	55	389,700	463,300	515,100	566,800
	56	390,600	464,500	516,400	567,700
	57	391,400	465,700	517,400	568,600
	58	392,300	466,700	518,200	569,500
	59	393,100	467,700	519,100	570,400
	60	393,900	468,700	519,900	571,100
	61	394,400	469,500	520,800	572,000
	62	394,900	470,200	521,600	572,900
	63	395,300	470,900	522,500	573,800
	64	395,800	471,600	523,300	574,700
	65	396,100	472,300	524,200	575,600
	66		473,000	525,100	
	67		473,700	525,800	
	68		474,300	526,700	
	69		474,600	527,600	
	70		475,300	528,400	
	71		476,000	529,300	
	72		476,800	530,200	
	73		477,200	531,000	
	74		477,800	531,900	
	75		478,500	532,800	
	76		479,200	533,600	
	77		479,600	534,400	
	78		480,200	535,300	
79		480,800	536,200		
80		481,300	537,100		
81		481,900	537,900		
82		482,400	538,800		
83		482,900	539,700		
84		483,400	540,600		
85		483,800	541,400		
86		484,400	542,300		
87		484,800	543,200		
88		485,300	544,100		

	89		485,800	544,900	
	90		486,400		
	91		487,000		
	92		487,400		
	93		487,900		
	94		488,500		
	95		489,100		
	96		489,700		
	97		490,200		
再任用職員		298,300	341,000	395,800	469,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,000	188,200	223,700	249,900	281,900	321,500	365,500
	2	151,500	189,800	225,300	251,100	283,900	323,700	368,100
	3	152,900	191,400	226,900	252,300	286,100	326,000	370,500
	4	154,300	193,000	228,500	253,700	288,200	328,200	373,100
	5	155,500	194,600	229,900	254,900	290,300	330,400	375,000
	6	157,300	196,100	231,500	256,100	292,500	332,400	377,600
	7	159,000	197,700	233,000	257,300	294,600	334,700	379,900
	8	160,700	199,200	234,600	258,400	296,700	336,900	382,400
	9	162,400	200,800	235,800	259,700	298,700	338,800	384,800
	10	164,100	202,500	237,300	260,700	300,900	341,000	387,500
	11	165,900	204,100	238,700	261,700	303,000	343,000	390,100
	12	167,700	205,800	239,900	262,700	305,200	345,200	392,900
	13	169,200	207,300	241,500	264,100	307,300	347,000	395,300
	14	171,100	208,900	242,900	265,400	309,200	349,100	397,600
	15	173,100	210,500	244,100	267,000	311,300	351,100	399,800
	16	175,000	212,100	245,500	268,400	313,300	353,100	402,200
	17	176,900	213,500	246,400	269,900	315,300	354,800	404,000
	18	178,800	215,100	247,600	271,700	317,300	356,800	406,100
	19	180,700	216,800	248,800	273,500	319,400	358,600	408,000
	20	182,600	218,500	250,100	275,300	321,600	360,500	409,800
	21	184,500	219,800	251,500	277,100	323,400	362,400	411,700
	22	186,000	221,400	252,500	279,000	325,400	364,400	413,500
	23	187,500	222,800	253,500	280,800	327,200	366,400	415,300
	24	189,000	224,300	254,600	282,500	329,200	368,300	417,200
	25	190,600	225,700	255,800	284,300	330,900	370,300	419,000
	26	191,900	227,100	257,100	286,200	332,800	372,200	420,600
	27	193,500	228,400	258,500	288,100	334,900	374,200	422,100
	28	194,900	229,700	260,000	289,900	336,900	376,200	423,700
	29	196,400	231,000	261,400	291,600	338,200	377,800	425,300
	30	197,600	232,400	263,100	293,500	340,000	379,600	426,600
	31	198,900	233,900	264,900	295,300	341,700	381,400	427,900
	32	200,200	235,300	266,500	297,200	343,500	383,000	429,100
	33	201,600	236,500	267,900	298,900	345,200	384,800	430,300
	34	203,000	237,800	269,700	300,600	347,000	386,200	431,600
	35	204,300	238,800	271,400	302,400	349,000	387,700	432,900
	36	205,700	240,100	273,100	304,200	350,800	389,300	434,200
	37	206,800	241,500	274,600	305,500	352,600	390,700	435,400
	38	208,200	242,800	276,300	307,300	354,300	392,000	436,200
	39	209,500	243,900	278,100	308,800	355,900	393,200	437,000
	40	210,800	245,200	279,700	310,400	357,600	394,300	437,800
	41	211,900	246,500	281,200	312,100	358,800	395,400	438,400
	42	213,100	247,600	282,800	313,800	359,900	396,600	439,100
	43	214,300	248,800	284,500	315,400	361,100	397,800	439,800
	44	215,500	250,000	286,200	317,100	362,300	398,900	440,500

再任 用職 員以 外の 職員	45	216,700	251,100	287,700	318,000	363,600	399,600	441,300
	46	217,800	252,500	289,400	319,400	364,400	400,300	442,100
	47	218,800	254,000	291,100	321,000	365,600	401,000	442,500
	48	219,900	255,300	292,800	322,600	366,700	401,700	443,200
	49	220,900	256,900	294,000	324,000	367,700	402,300	443,700
	50	222,000	258,300	295,600	325,300	368,700	402,900	444,100
	51	222,900	259,700	296,900	326,500	369,700	403,400	444,500
	52	223,900	261,000	298,500	327,800	370,700	403,800	444,900
	53	224,300	262,100	299,800	328,900	371,500	404,200	445,300
	54	225,200	263,600	301,300	329,900	372,300	404,500	445,700
	55	225,900	265,000	302,700	331,000	373,200	404,800	446,100
	56	226,800	266,300	304,200	332,000	374,100	405,100	446,400
	57	227,500	267,100	305,200	332,500	374,600	405,500	446,700
	58	228,400	268,400	306,500	333,400	375,400	405,800	447,100
	59	229,100	269,700	307,700	334,300	376,200	406,100	447,400
	60	229,900	271,000	309,100	335,200	377,100	406,400	447,700
	61	230,800	271,900	310,400	336,000	377,500	406,700	448,100
	62	231,600	273,100	311,600	336,300	378,200	407,000	
	63	232,500	274,400	312,900	336,900	378,900	407,300	
	64	233,500	275,700	314,100	337,600	379,600	407,600	
	65	234,100	276,500	315,500	338,200	380,000	407,900	
	66	234,900	277,700	316,300	338,900	380,600	408,200	
	67	235,800	278,600	317,100	339,600	381,300	408,500	
	68	236,600	279,700	317,900	340,300	381,900	408,800	
	69	237,300	280,700	318,500	341,000	382,300	409,000	
	70	238,000	281,700	319,200	341,500	382,800	409,300	
	71	238,700	282,800	319,900	342,100	383,300	409,600	
	72	239,300	283,900	320,600	342,700	383,800	409,900	
	73	240,000	284,500	321,300	343,000	384,400	410,100	
	74	240,800	285,200	321,500	343,600	384,900	410,400	
	75	241,600	285,700	322,100	344,100	385,500	410,700	
	76	242,300	286,500	322,700	344,700	386,100	410,900	
77	242,700	287,300	323,300	345,200	386,600	411,100		
78	243,300	287,900	323,800	345,700	387,100	411,400		
79	243,900	288,500	324,300	346,200	387,600	411,700		
80	244,500	289,100	324,800	346,600	388,100	411,900		
81	244,800	289,800	325,400	346,900	388,400	412,100		
82	245,200	290,300	325,900	347,200	388,900	412,400		
83	245,600	290,700	326,300	347,600	389,300	412,700		
84	245,900	291,100	326,800	347,900	389,700	412,900		
85	246,200	291,300	327,300	348,500	390,100	413,100		
86		291,500	327,700	348,800	390,600			
87		291,800	327,900	349,100	391,000			
88		292,000	328,300	349,400	391,400			
89		292,400	328,700	349,800	391,800			
90		292,600	329,100	350,100	392,300			
91		292,800	329,500	350,500	392,700			
92		293,000	329,900	350,800	393,100			

	93		293,400	330,200	351,200	393,500		
	94		293,600	330,400	351,500			
	95		293,800	330,800	351,800			
	96		294,100	331,100	352,100			
	97		294,500	331,300	352,400			
	98		294,800	331,600	352,800			
	99		295,000	331,900	353,200			
	100		295,300	332,200	353,600			
	101		295,600	332,400	354,100			
	102		295,800	332,700	354,500			
	103		296,000	333,100	354,900			
	104		296,300	333,300	355,300			
	105		296,600	333,400	355,800			
	106			333,700				
	107			334,100				
	108			334,400				
	109			334,600				
	110			335,000				
	111			335,400				
	112			335,800				
	113			336,000				
再任用職員		190,000	216,800	245,200	258,700	284,100	317,300	359,300

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師，栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,100	191,800	240,200	262,900	287,900	332,400
	2	165,600	194,000	242,000	264,000	289,700	334,600
	3	167,100	196,100	243,800	264,900	291,500	336,600
	4	168,500	198,100	245,600	266,000	293,500	338,800
	5	170,000	200,200	247,000	266,600	295,200	340,800
	6	171,500	202,500	248,300	267,600	297,000	342,900
	7	173,000	204,800	249,400	268,400	298,900	345,000
	8	174,500	207,100	250,800	269,400	300,700	347,100
	9	175,800	209,600	251,800	270,500	302,600	348,700
	10	177,500	211,000	252,900	271,300	304,500	350,700
	11	179,100	212,400	253,800	272,400	306,400	352,600
	12	180,700	213,600	254,700	273,600	308,300	354,600
	13	182,200	215,000	255,900	274,900	309,800	356,500
	14	184,200	216,400	257,000	276,100	311,400	358,600
	15	186,200	217,900	257,800	277,300	313,200	360,700
	16	188,200	219,100	258,800	278,800	315,000	362,800
	17	190,400	220,500	259,400	280,100	316,700	364,800
	18	192,500	222,100	260,300	281,500	318,300	366,800
	19	194,700	223,600	261,300	282,700	320,000	368,900
	20	196,800	225,100	262,200	284,000	321,800	371,000
	21	198,900	226,300	263,100	285,600	323,200	372,700
	22	201,100	228,000	264,200	287,200	324,700	374,800
	23	203,300	229,700	265,100	288,700	326,200	377,000
	24	205,500	231,400	266,100	290,100	327,700	379,000
	25	207,500	232,700	267,300	291,400	329,100	381,000
	26	208,900	234,400	268,400	293,300	330,500	382,600
	27	210,100	236,200	269,600	295,100	332,000	384,500
	28	211,400	237,900	270,800	296,800	333,600	386,400
	29	212,600	239,500	272,000	298,100	334,800	388,200
	30	213,700	240,900	273,500	299,700	336,300	389,900
	31	215,000	242,200	275,100	301,300	337,700	391,900
	32	216,200	243,300	276,500	303,000	339,200	393,700
	33	217,500	244,500	278,200	304,400	340,800	395,400
	34	218,800	245,600	279,700	305,900	342,300	397,100
	35	220,100	246,500	281,000	307,600	343,900	398,900
	36	221,400	247,600	282,300	309,200	345,400	400,600
	37	222,700	248,500	283,900	310,500	347,100	402,200
	38	224,100	249,700	285,300	311,900	348,800	403,900
	39	225,400	250,600	286,800	313,300	350,300	405,800
	40	226,800	251,700	288,200	314,900	351,900	407,600
	41	227,700	252,200	289,500	316,400	353,100	409,100
	42	229,100	253,100	291,000	317,800	354,600	410,600
	43	230,500	254,000	292,600	319,200	356,100	412,100
	44	231,900	254,900	294,200	320,800	357,500	413,400

	45	233,100	255,700	295,500	321,600	359,100	414,500
	46	234,500	256,700	296,900	323,000	360,100	415,600
	47	235,900	257,600	298,400	324,400	361,600	416,700
	48	237,200	258,600	299,900	325,900	363,000	417,900
	49	238,200	259,600	301,000	327,000	364,400	419,200
	50	239,300	260,700	302,300	328,400	365,800	420,400
	51	240,300	261,900	303,500	329,700	367,100	421,600
	52	241,400	263,100	304,900	331,000	368,500	422,700
	53	242,300	264,300	306,400	332,400	370,000	423,900
	54	243,400	265,800	307,700	333,800	371,200	424,900
	55	244,400	267,200	309,100	335,300	372,300	426,000
	56	245,400	268,600	310,500	336,600	373,500	427,100
	57	246,100	270,100	311,300	337,500	374,600	428,200
	58	247,100	271,700	312,500	338,800	375,500	428,700
	59	247,800	273,200	313,700	340,000	376,500	429,300
	60	248,800	274,700	315,100	341,300	377,600	429,700
	61	249,800	276,100	316,200	342,400	378,200	430,300
	62	250,800	277,600	317,500	343,300	379,000	430,800
	63	251,600	279,200	318,800	344,500	379,800	431,200
	64	252,600	280,500	320,100	345,800	380,600	431,700
	65	253,500	281,900	321,400	346,900	381,300	432,300
	66	254,400	283,400	322,700	348,100	382,000	432,700
	67	255,500	284,900	324,000	349,400	382,800	433,000
	68	256,400	286,400	325,300	350,500	383,500	433,300
	69	257,200	287,500	326,000	351,500	384,100	433,800
	70	258,300	289,000	327,100	352,500	384,700	
	71	259,400	290,500	328,200	353,600	385,400	
	72	260,500	292,000	329,100	354,700	386,000	
	73	261,900	293,000	330,400	355,500	386,700	
	74	263,200	294,400	331,100	356,600	387,200	
	75	264,600	295,600	332,200	357,700	387,800	
	76	265,800	296,900	333,400	358,800	388,300	
	77	266,800	298,300	334,600	359,500	388,700	
	78	267,900	299,600	335,800	360,300	389,300	
	79	269,200	300,800	336,900	361,100	389,800	
	80	270,400	302,100	338,100	361,800	390,100	
	81	271,300	302,600	339,200	362,400	390,400	
	82	272,300	303,800	340,300	363,000	390,900	
	83	273,400	304,900	341,300	363,600	391,400	
	84	274,500	306,200	342,400	364,100	391,700	
	85	275,300	307,300	343,300	364,700	392,000	
	86	276,200	308,500	344,300	365,200	392,500	
	87	277,300	309,700	345,200	365,800	393,000	
	88	278,500	310,800	346,200	366,300	393,400	
	89	279,300	312,100	347,200	366,700	393,700	
	90	280,200	313,300	348,000	367,100	394,100	
	91	281,000	314,500	348,900	367,700	394,600	
	92	282,000	315,700	349,700	368,200	395,000	

再任
用職
員以
外の
職員

93	282,900	316,500	350,300	368,500	395,400
94	283,900	317,200	350,900	369,000	395,800
95	284,800	317,900	351,600	369,400	396,300
96	285,800	318,500	352,200	369,700	396,700
97	286,400	319,200	352,600	370,300	397,100
98	287,200	319,500	353,000	370,800	397,500
99	287,800	320,200	353,500	371,300	398,000
100	288,700	320,900	353,900	371,800	398,400
101	289,500	321,300	354,400	372,400	398,800
102	290,300	321,900	354,800	372,900	
103	291,100	322,500	355,300	373,400	
104	292,000	323,100	355,700	373,800	
105	292,700	323,500	356,000	374,400	
106	293,200	324,000	356,500	374,900	
107	293,700	324,500	356,900	375,400	
108	294,200	325,000	357,200	375,900	
109	294,400	325,400	357,700	376,500	
110	294,700	325,800	358,200	377,000	
111	294,900	326,100	358,700	377,500	
112	295,300	326,400	359,200	378,000	
113	295,600	326,800	359,700	378,600	
114	295,800	327,200	360,200		
115	296,200	327,600	360,700		
116	296,500	327,900	361,100		
117	296,800	328,100	361,500		
118	297,100	328,400	361,900		
119	297,400	328,800	362,400		
120	297,800	329,000	363,000		
121	298,100	329,200	363,400		
122	298,500	329,500	363,900		
123	298,800	329,800	364,400		
124	299,200	330,100	364,900		
125	299,400	330,300	365,200		
126	299,600	330,600			
127	299,900	331,000			
128	300,300	331,200			
129	300,500	331,300			
130	300,800	331,600			
131	301,200	332,000			
132	301,600	332,200			
133	301,800	332,500			
134	302,100	332,900			
135	302,500	333,300			
136	302,800	333,700			
137	303,000	334,000			
138	303,300	334,500			
139	303,700	334,900			
140	304,000	335,300			

141	304,200	335,600				
142	304,600	336,000				
143	305,000	336,300				
144	305,300	336,700				
145	305,400	337,000				
146	305,700	337,400				
147	306,100	337,800				
148	306,500	338,200				
149	306,700	338,500				
150	306,900	338,900				
151	307,200	339,300				
152	307,500	339,700				
153	307,900	340,000				
154	308,100					
155	308,300					
156	308,600					
157	308,900					
158	309,200					
159	309,500					
160	309,800					
161	310,200					
162	310,500					
163	310,800					
164	311,100					
165	311,500					
166	311,800					
167	312,100					
168	312,400					
169	312,800					
再任用職員	236,800	257,200	264,500	274,700	291,100	328,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第4条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	376,600
2	425,000
3	475,300
4	536,800
5	612,300
6	715,000
7	835,900

別記第3

第5条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	398,800
2	459,200
3	519,700
4	600,200
5	697,900
6	796,600

第5条第2項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	332,300
2	368,600
3	396,800

参 考 资 料

目 次

第1部 職員給与関係資料

平成30年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	52
第18表 民間における家族手当の支給状況	52
第19表 民間における扶養家族の構成別支給状況	52
第20表 民間における住宅手当の支給状況	53
第21表 民間における昇給制度の状況	53
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53

第3部 生計費関係資料

第23表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	55
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標	56
-------------	----

第23表及び第24表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が平成30年9月3日（月）現在で公表しているものを使用した。

第1部 職員給与関係資料

平成30年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、平成30年4月1日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、臨時又は非常勤職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 代替教員

- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知事部局	人 4,048	人	人	人	人 242
警 察	513	3,808			17
教育委員会	415				32
高等学校等	415		4,539		
中・小学校	405			6,780	
そ の 他	89				
計	5,885	3,808	4,539	6,780	291
比 率	% 27.1	% 17.6	% 20.9	% 31.3	% 1.3

適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (保健師等)	計	比 率
人	人	人	人	%
25	221	91	4,627	21.3
			4,338	20.0
	2		449	2.1
	12		4,966	22.9
	26		7,211	33.3
			89	0.4
25	261	91	21,680	100.0
%	%	%	%	
0.1	1.2	0.4	100.0	

第2表

給 料 表 別 給

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)
給与月額等					
職 員 数		5,885 人	3,808	4,539	6,780
給 料 総 額		1,914,528,200 円	1,218,413,000	1,710,529,700	2,457,309,800
給 料 の 調 整 額 総 額		1,099,200 円	138,300	14,411,030	8,097,087
教 職 調 整 額 総 額		円		65,313,892	87,357,076
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額		円		26,024,600	39,838,900
扶 養 手 当 総 額		48,209,500 円	43,877,000	43,654,000	45,857,000
地 域 手 当 総 額		72,473,749 円	45,854,775	47,765,032	42,052,597
給 与 小 計		2,036,310,649 円	1,308,283,075	1,907,698,254	2,680,512,460
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	36,844,200 円	18,025,800	30,202,900	45,704,900
	管 理 職 手 当 総 額	47,585,700 円	8,313,700	11,978,400	38,520,700
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) 総 額	2,820,000 円	5,880,000	450,000	4,560,000
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	46,000 円			
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	80,460 円	501,316	35,841	
	へ き 地 手 当 等 総 額	563,148 円			9,065,163
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	4,511,347 円	2,930,699	5,308,913	10,218,776
給 与 合 計		2,128,761,504 円	1,343,934,590	1,955,674,308	2,788,581,999
職 員 一 人 当 た り	給 料 月 額	325,323 円	319,961	376,852	362,435
	給 料 の 調 整 額	187 円	36	3,175	1,194
	教 職 調 整 額	円		14,389	12,885
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,734	5,876
	扶 養 手 当	8,192 円	11,522	9,618	6,764
	地 域 手 当	12,315 円	12,042	10,523	6,202
	給 与 小 計	346,017 円	343,561	420,291	395,356
そ の 他 手 当	住 居 手 当	6,261 円	4,734	6,654	6,741
	管 理 職 手 当	8,086 円	2,183	2,639	5,682
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額)	479 円	1,544	99	673
	初 任 給 調 整 手 当	8 円			
	特 地 勤 務 手 当 等	14 円	132	8	
	へ き 地 手 当 等	96 円			1,337
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	767 円	770	1,170	1,507
給 与 合 計	361,728 円	352,924	430,861	411,296	
経 験 年 数		20.6 年	16.3	22.8	21.6
修 学 年 数		14.3 年	14.4	15.9	15.9
年 齢		41.3 歳	37.1	45.2	44.0

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
291	25	261	91	21,680
98,703,900	11,676,400	85,623,800	29,606,300	7,526,391,100
204,800		1,068,850		25,019,267
				152,670,968
				65,863,500
2,594,500	184,000	1,603,000	138,500	186,117,500
3,150,640	2,077,376	2,029,069	602,232	216,005,470
104,653,840	13,937,776	90,324,719	30,347,032	8,172,067,805
2,499,600	182,700	1,627,500	652,200	135,739,800
3,251,000	1,123,200	1,468,700		112,241,400
30,000		90,000		13,830,000
55,600	5,363,900	864,400		6,329,900
				617,617
				9,628,311
367,825	26,498	431,504	107,772	23,903,334
110,857,865	20,634,074	94,806,823	31,107,004	8,474,358,167
339,189	467,056	328,061	325,344	347,158
704		4,095		1,154
				7,042
				3,038
8,916	7,360	6,142	1,522	8,585
10,827	83,095	7,774	6,618	9,963
359,636	557,511	346,072	333,484	376,940
8,590	7,308	6,236	7,167	6,261
11,172	44,928	5,627		5,177
103		345		638
191	214,556	3,312		292
				28
				444
1,264	1,060	1,653	1,184	1,103
380,956	825,363	363,245	341,835	390,883
19.9	21.0	19.2	17.9	20.6
15.8	16.0	15.6	15.8	15.2
42.5	44.5	41.7	40.3	42.2

て掲載している。

第3表

給料表別，級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	840	186,824	23.3	3.4	13.8	383	203,222	21.3	1.7	13.5	196	272,686
2	864	232,197	29.8	7.9	15.2	778	247,128	27.1	6.1	14.6	3,978	375,385
特2											138	432,940
3	715	296,957	37.2	16.0	14.5	758	285,506	32.9	11.4	14.8	137	447,139
4	1,500	366,366	45.0	24.6	13.8	1,050	362,754	42.6	21.5	14.4	90	475,520
5	1,259	392,391	51.6	31.1	14.1	581	409,414	49.3	28.8	14.1		
6	382	405,732	53.8	33.1	14.4	133	425,283	51.4	31.6	13.7		
7	193	432,889	55.2	33.9	14.9	39	435,887	54.1	33.9	14.0		
8	101	463,502	56.7	34.7	15.4	62	454,215	55.0	34.8	14.0		
9	30	506,483	56.6	33.8	16.0	24	475,625	57.2	36.6	14.5		
10	1	539,600	59.0	37.1	16.0							
合計	5,885	325,323	41.3	20.6	14.3	3,808	319,961	37.1	16.3	14.4	4,539	376,852

給料表 区分 級	医療職（医師等）					医療職（薬剤師等）					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	8	318,763	26.0	3.5	16.0							
2	1	488,700	58.0	28.9	16.0	53	229,834	28.6	5.7	16.0	25	236,380
3	11	528,618	50.9	27.2	16.0	36	270,867	35.3	11.9	16.0	11	273,145
4	5	564,560	57.2	33.6	16.0	32	310,578	38.3	15.3	15.4	11	315,182
5						118	378,481	47.9	25.9	15.2	34	383,785
6						16	404,388	55.3	32.8	16.0	10	417,650
7						6	437,000	58.0	35.7	16.0		
合計	25	467,056	44.5	21.0	16.0	261	328,061	41.7	19.2	15.6	91	325,344

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.3	13.2	15.0						64	225,303	27.5	5.0	15.9
44.9	22.5	15.9	5,745	350,184	42.3	19.9	15.9	51	289,237	34.9	11.9	16.0
51.6	29.1	16.0	226	413,142	51.6	29.1	16.0					
52.6	30.2	16.0	420	422,190	52.5	29.8	16.0	132	382,458	48.0	25.4	15.7
56.8	34.4	16.0	389	449,391	56.6	34.0	16.0	35	424,103	56.3	33.6	15.9
								9	467,267	58.3	36.1	15.8
45.2	22.8	15.9	6,780	362,435	44.0	21.6	15.9	291	339,189	42.5	19.9	15.8

(保 健 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.4	3.9	16.0
33.6	10.9	15.6
38.1	14.7	15.5
48.4	26.3	15.8
57.3	35.5	16.0
40.3	17.9	15.8

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その1）

行政職		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1											
2											
3											
4			2					1		1	
5											
6			2								1
7											
8	2		1								
9	28		1								
10	2		2								
11	2										
12	47		53								
13	13		15								
14	4		30							4	
15	7		14							6	
16	30		83	1			1			3	
17	3		12							2	
18	7		38	7						4	
19	5		11	1						1	
20	35		75	16						2	
21	3		20	4						1	
22	9		52	15							
23	6		16	11					1	1	
24	20		66	10				1	2		
25	4		20	5					2	1	
26	7		52	14					8	2	
27	24		12	8					3		
28	41		57	27					22	1	
29	55		15	11					7		
30	34		37	20				5	3		
31	9		13	12				20	9		
32	101		30	29				22	6	1	
33	12		19	13				10	7		
34	44		32	19				22	7		
35	8		6	7				23	3		
36	80		17	26	26			13	5		
37	13		8	8	7			15	4		
38	40		15	31	33			11	5		
39	3		5	9	14			10			
40	91		13	30	34			13	2		
41	14		3	10	16			7	2		
42	23		8	37	29			1	1		
43	9		5	23	15			4	2		
44	1		2	24	24	1		1			
45	1			25	19	2		3			
46	2			36	30	2		2			
47	1			14	20	1		1			
48		1		23	35	3		2			
49			1	19	17	1		2			
50				36	45	6		2			
51				14	17		8				
52				11	51	3	13				
53				7	12		16				
54				13	33	10					
55				8	22	1		1			
56				6	42	9		24			
57				2	14			51			
58				5	51	10		19			
59				4	20			20			
60				4	32	10		24	1		
61					3	2		5			
62					3	7		6			
63					1	2		18			
64					6	6		1			
65					4	3		7			
66					5	12		2			
67					5	1		5			
68					4	41		35			
69					1	25		10			
70					3	38		27			
71					1	18		9			
72					2	40		37			
73					3	11		24			
74						34		29			
75					1	12		25			
76						21		26			
77					1	10		19			
78						24		33			
79						18		33			
80					1	31		24			
81						1		29			
82						24		31			
83						24		31			
84					1	16		29			

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85			2	20	22	24				
86			1	17	32					
87			1	20	42					
88			2	14	34					
89			1	10	40					
90				9	32					
91				6	99					
92				6	49					
93			1	6	351					
94			1	1						
95				9						
96			1	7						
97				1						
98			1	6						
99				8						
100				4						
101				85						
102			1							
103										
104										
105										
106										
107										
108			1							
109										
110										
111										
112										
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	840	864	715	1,500	1,259	382	193	101	30	1

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その2）

公安職		1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	48									
8										
9										
10	35									
11	4									
12				1						
13	12			1						
14	2		1	1						
15	2									
16	45		17							
17			3	1						
18	3		6							
19	12		2	1						
20	36		21	2						
21			3							
22	13		14	3	1					
23	5		2	1						
24	3		22	8						
25	76		7	1						
26	6		65	6	1					
27	5		5	1	2					
28	50		23	7	3					
29	8		9	2						
30	1		61	8						
31	3		3	1						1
32			30	11	4					5
33	1		4	1						1
34	2		58	10	3					5
35	3		10	2	3	2			1	1
36			26	10	5					1
37	2		16	3	1					1
38			54	11	5	1				1
39	1		11	2	3	2				1
40			37	31	9	1				1
41	1		13	15	4					1
42			43	42	12	1				1
43	1		12	11	4				1	
44			40	42	15	1			8	1
45			12	15	9	2			3	4
46	2		32	46	14	19			2	
47			18	11	13	14			3	
48			31	44	17	11			6	
49			12	9	7				2	
50			40	38	12	8			2	
51			15	10	6	11			9	
52	1			36	44	8			5	
53				10	19	3			6	
54				38	24	9				
55				15	14	10		17	2	
56				26	26	5			1	
57				22	12	7			2	
58				30	34	4		8		
59				20	16	10		1	1	
60				23	28	6	1	2	1	
61				10	13	10	2	8	7	
62				18	31	14	4			
63				10	8	5	1			
64				16	22	12	3			
65				8	20	11	1			
66				13	24	11	2			
67				10	9	5	3			
68				5	24	5	3	1		
69				2	15	9	1	1		
70				6	22	14	3			
71				2	6	11	1	1		
72				3	15	7	3			
73				5	11	17				
74				3	15	8	2			
75				1	7	13	5			
76					15	6	2			
77				4	9	12	5			
78				3	7	7				
79				2	8	4				
80				3	11	7	2			
81				3	11	5	1			
82					8	3	4			
83				2	9	8				
84					12	8	2			

公安職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				11	9	1			
86				8	6	2			
87				6	12	2			
88				7	7	3			
89				5	4	9			
90				6	8	2			
91				2	3	12			
92				6	5	3			
93				3	3	48			
94				6	4				
95				7	5				
96				9	7				
97				3	10				
98				2	7				
99				6	7				
100				9	5				
101				6	132				
102				9					
103				3					
104				3					
105				2					
106				3					
107				2					
108				4					
109				3					
110				2					
111				6					
112				4					
113				4					
114				5					
115				9					
116				5					
117				8					
118				8					
119				14					
120				4					
121				6					
122				10					
123				13					
124				7					
125				14					
126				6					
127				7					
128				11					
129				74					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	383	778	758	1,050	581	133	39	62	24

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1	33			
6					
7					
8	1	19			
9		7			
10		5			
11		2			
12		13			
13		4			
14		14			
15		2			
16	1	28			
17		22			
18		9			
19		11			
20	1	21			
21		14			
22	1	10			
23	1	2			
24		33			
25	2	12			
26		10			
27		11			
28	1	23			
29	1	12			
30		13			2
31	1	11			1
32	1	26			4
33	1	7			4
34	2	8			3
35		9			11
36		15			4
37	3	14			61
38	1	25			
39		10			
40	2	17			
41		13			
42	1	16			
43	1	15			
44		19			
45	2	20			
46		20			
47	1	19			
48	1	23			
49	4	11			
50	4	18		1	
51	1	10			
52		29			
53	4	18		1	
54	6	17		1	
55	1	13		1	
56	2	18			
57	1	5		1	
58	5	5		5	
59	2	9		2	
60	3	10		5	
61	1	15		4	
62	2	26		3	
63	2	20		6	
64	2	23		3	
65	6	16		3	
66	3	25		7	
67	1	15		5	
68	3	24		12	
69	2	13		3	
70	2	23		8	
71	5	22		3	
72	7	28		10	
73	1	16		4	
74	6	22	1	3	
75	4	17		2	
76	4	19	2	5	
77	3	20	1	3	
78	3	19	1	5	
79	6	22		3	
80	3	35		5	
81	4	25	1	1	
82	1	29	1	4	
83	1	32	1	6	
84	1	22	1	3	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85	1	19		9	
86	7	30	1		
87	5	27	1		
88	4	28	3		
89	1	26	1		
90		35	9		
91	5	23	3		
92	3	35	5		
93	4	31	5		
94	2	37	2		
95	3	31	9		
96	5	40	3		
97		8	4		
98	3	15	6		
99	1	29	5		
100	1	42	6		
101		31	4		
102		44	2		
103		27	4		
104		55	3		
105	2	33	2		
106	1	38	1		
107	1	26	4		
108		48	2		
109	1	17	44		
110		32			
111		25			
112		27			
113	1	31			
114	1	47			
115		21			
116		42			
117		34			
118	1	41			
119	1	29			
120		46			
121	1	34			
122		37			
123		39			
124		39			
125		46			
126		47			
127		48			
128	1	47			
129		37			
130		44			
131		55			
132		52			
133		66			
134		70			
135		85			
136		60			
137	1	86			
138		55			
139		68			
140		67			
141		63			
142		61			
143	1	51			
144		62			
145		48			
146		48			
147	1	23			
148		23			
149	1	59			
150					
151					
152	1				
153	2				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	196	3,978	138	137	90

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		96			
18					
19					
20		90			
21		19			4
22		10			5
23		5			18
24		83			5
25		18			19
26		25			15
27		13			11
28		76			17
29		32			18
30		28			27
31		11			18
32		81			14
33		23			10
34		37			8
35		21			5
36		69			9
37		21			21
38		45			12
39		19			10
40		78			11
41		24			132
42		51			
43		18			
44		55			
45		11			
46		11			
47		10			
48		58			
49		23			
50		69			
51		15			
52		45			
53		30			
54		46			
55		22			
56		44			
57		36			
58		36			
59		26			
60		31			
61		28			
62		28			
63		20	1	3	
64		32			
65		14		1	
66		8	1	1	
67		26		1	
68		32		2	
69		21		7	
70		36			
71		24		1	
72		39	2	1	
73		33		1	
74		38		11	
75		24	1	26	
76		33	1	20	
77		29	2	4	
78		43	2	15	
79		23	3	31	
80		45	3	10	
81		31	1	13	
82		44	2	22	
83		23	3	25	
84		29	2	13	

級 号俵	1	2	特2	3	4
85	人	人	人	人	
86		28	2	22	
87		28	4	13	
88		26		5	
89		29	6	20	
90		19	3	11	
91		34	6	15	
92		25	9	21	
93		37	5	12	
94		20	7	14	
95		37	16	7	
96		21	6	11	
97		33	16	4	
98		32	10	8	
99		37	9	10	
100		31	7	16	
101		36	10	13	
102		22	10	10	
103		30	14		
104		29	9		
105		34	3		
106		7	5		
107		6	2		
108		20	4		
109		30	6		
110		35	5		
111		39	3		
112		29	8		
113		32	3		
114		30	3		
115		35	2		
116		23	3		
117		33	3		
118		29	3		
119		38			
120		29			
121		69			
122		57			
123		29			
124		41			
125		26			
126		54			
127		33			
128		45			
129		35			
130		45			
131		28			
132		48			
133		44			
134		37			
135		49			
136		50			
137		52			
138		57			
139		39			
140		45			
141		67			
142		57			
143		86			
144		101			
145		89			
146		85			
147		97			
148		79			
149		82			
150		57			
151		96			
152		72			
153		97			
154		94			
155		87			
156		76			
157		78			
158		56			
159		40			
160		37			
161		67			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,745	226	420	389

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	1				
13					
14					
15					
16	1				
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24			2		1
25			1		
26			2		
27					2
28			1		
29	2		3	1	
30		6	3		2
31		3			1
32	1	2			
33		1	2		1
34	1	2	3		
35		3			1
36		1			1
37	6		1		
38			3		
39		1	1		
40	4				
41	1		5		
42		1			
43		2	1		
44	9	2			
45	2	1	1		
46	3				
47		3		1	
48	5		1	2	
49	3		1		
50	2	2	1	1	
51	1	2	5	7	
52	5	1	2	2	
53	2	1	3	6	
54	2	1	1	2	
55	3	2	1	4	
56	1				
57	1	2		1	
58	3	1		1	
59		2	2	1	
60	4	1	3	1	
61		2	1	1	
62			2	1	
63		3	1		
64			1	1	
65			1		
66	1		3		
67		1	2		
68			1		
69			4	1	
70		1	1	1	
71			1		
72			4		
73			3		
74			1		
75					
76			3		
77			4		
78			3		
79			1		
80			1		
81			5		
82			3		
83			1		
84					

級 号俸	1	2	3	4	5
85			1		
86			2		
87			1		
88			2		
89			1		
90			3		
91			2		
92			2		
93			2		
94			3		
95			6		
96			1		
97		1	10		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	64	51	132	35	9

医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20	2			
21				
22				
23	1			
24	1			
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31	1			
32				
33				
34				
35				
36			1	
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				1
48				
49				
50				
51				
52				
53				2
54				
55				1
56				
57				1
58				
59			1	
60				
61			1	
62			1	
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82				
83			1	
84				

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95		1		
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	8	1	11	5

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	級別						
	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6		1					
7							
8							
9							
10							
11							
12		1					
13		1					
14							
15							
16							
17							
18							
19		4					
20		1					
21							
22		9					
23							
24		1	2				
25							
26		2	4				
27		4	2				
28		3	4				
29				2	1		
30		1	5	2	2		
31				1			
32		1	2		1		
33		1		1			
34		5	2		1		
35		1		1	1		1
36		3		3	1		2
37		2	1	1	1		
38		6	3	1	1		1
39		3	2	2	1		
40			1	3	3		
41		1		2			
42			2	1			
43		2	1	2	2		
44			1	2	2		
45				1	2		
46				1	1		
47			1		2		
48				1	3	1	1
49					2		1
50					4	1	
51				1	3	3	
52				1	2		
53							
54					3	3	
55					1	2	
56			1	1	2		
57					1	2	
58				1			
59					2	1	
60					1	1	
61					2		
62						1	
63							
64					3		
65					3		
66					1	1	
67					1		
68					2		
69					1		
70					4		
71					2		
72							
73					2		
74					1		
75							
76					1		
77					3		
78							
79					2		
80					1		
81					1		
82					1		
83					2		
84					2		

級 号俸	級別						
	1	2	3	4	5	6	7
85					2		
86					1		
87					1		
88					2		
89					2		
90					2		
91					3		
92					5		
93					20		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		53	36	32	118	16	6

医療職（保健師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			1			
17						
18		4				
19						
20		1				
21						
22		2		1		
23			1			
24			1			
25		2	1			
26		1				
27		1	1			
28		2	1			
29						
30		2	1			
31						
32		1	2	2		
33		1			1	
34		2			1	
35		1				
36				2		
37		2				
38		1			1	
39						
40		1				
41						
42		1		1	1	
43						
44			1		1	
45			1			
46				2		
47					1	4
48						3
49						1
50						2
51				1		
52				1		
53						
54						
55						
56				1	1	
57					1	
58					1	
59						
60					1	
61						
62						
63					1	
64						
65						
66						
67						
68					1	
69						
70					2	
71						
72						
73						
74						
75					1	
76					1	
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84					1	

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89					2	
90						
91					1	
92						
93					3	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101					11	
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		25	11	11	34	10

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		行	1		79	475	280	6				
	2			1	441	371	48	3				
	3					188	370	115	33		1	3
	4						114	606	600	54	18	30
	5							54	342	126	90	119
政	6					1			47	20	22	35
	7					1		1	6	1	5	11
	8										2	1
職	9							1	1			
	10											
	計		79	476	721	567	532	780	1,029	201	138	199
公	1		83	282	16	2						
	2			152	483	135	8					
	3			3	93	442	192	28				
	4				1	108	384	200	123	16	18	22
	5						28	151	120	17	16	16
	6							14	37	6	4	9
	7								4	2	1	4
職	8							1	3		2	2
	9											
	計		83	437	593	687	612	394	287	41	41	53
教育職 (高校等)	1		2	11	23	49	60	38	8			1
	2			95	283	309	346	611	856	168	141	162
	特2							2	45	20	7	9
	3								22	11	15	17
	4											1
	計		2	106	306	358	406	651	931	199	163	190
教育職 (中・小)	1											
	2			320	764	618	634	600	906	202	186	181
	特2							6	63	22	19	14
	3							2	77	35	47	56
	4								1	1	5	10
	計			320	764	618	634	608	1,047	260	257	261

職 員 数 (そ の 1)

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								840	23.3
								864	29.8
1	2			2				715	37.2
16	20	13	9	8	4	8		1,500	45.0
102	102	81	71	68	54	50		1,259	51.6
40	39	42	39	32	37	28		382	53.8
15	21	31	31	33	19	17	1	193	55.2
4	6	13	16	17	21	21		101	56.7
		3	4	6	7	8		30	56.6
						1		1	59.0
178	190	183	170	166	142	133	1	5,885	41.3
								383	21.3
								778	27.1
								758	32.9
25	33	25	17	27	21	30		1,050	42.6
24	32	32	32	39	37	37		581	49.3
10	7	5	13	11	5	11	1	133	51.4
6	4	5	1	5	5	2		39	54.1
9	8	6	7	11	6	7		62	55.0
3	1	1	2	4	3	10		24	57.2
77	85	74	72	97	77	97	1	3,808	37.1
1	2	1						196	35.3
176	152	164	159	134	124	98		3,978	44.9
11	11	9	8	4	5	7		138	51.6
24	13	12	8	8	3	4		137	52.6
	6	19	13	16	15	20		90	56.8
212	184	205	188	162	147	129		4,539	45.2
217	180	213	184	194	175	167	4	5,745	42.3
25	21	19	12	12	8	4	1	226	51.6
49	42	27	27	27	18	13		420	52.5
26	26	44	48	68	77	80	3	389	56.6
317	269	303	271	301	278	264	8	6,780	44.0

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		研究職	1		1	9	40	12	1		1	
	2					23	24	4				
	3						14	23	43	8	9	4
	4											2
	5											
	計		1	9	40	35	39	27	44	8	9	6
医療職 (医師等)	1			2	6							
	2											
	3						1	2	2		1	1
	4											
	計			2	6		1	2	2		1	1
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			4	30	17	2					
	3					24	9	1	1			
	4					3	18	10	1			
	5						5	33	33	6	8	6
	6								2			1
	7											
	計			4	30	44	34	44	37	6	8	7
医療職 (保健師等)	1											
	2			7	16	2						
	3				1	5	5					
	4					5	2	3	1			
	5						4	6	7	1	3	2
	6											
	計			7	17	12	11	9	8	1	3	2

職員数（その2）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								64	27.5
								51	34.9
3	8	6	4	4	5	1		132	48.0
3	1	5	5	8	6	5		35	56.3
		1			2	6		9	58.3
6	9	12	9	12	13	12		291	42.5
								8	26.0
					1			1	58.0
		1				1	2	11	50.9
1		2					2	5	57.2
1		3			1	1	4	25	44.5
								53	28.6
							1	36	35.3
								32	38.3
5	3	8	4	1	5	1		118	47.9
2	2		1	3	2	3		16	55.3
				1	4	1		6	58.0
7	5	8	5	5	11	5	1	261	41.7
								25	26.4
								11	33.6
								11	38.1
2	5	3		1				34	48.4
		1	2	1	5	1		10	57.3
2	5	4	2	2	5	1		91	40.3

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
行政職	1	107	152	138	149	45	81	85	52	22	6	2	1									
	2		1		6	72	140	132	130	110	87	54	38	34	37	11	8	2	1		1	
	3									2	28	41	51	62	70	81	78	55	44	44	32	32
	4														1	3	22	48	40	51	55	95
	5																		1	1	8	11
	6														1							
	7														1						1	
	8																					
	9																					1
	10																					
計		107	153	138	155	117	221	217	182	134	121	97	90	98	108	95	108	105	86	97	96	139
公安職	1	124	108	61	63	13	9	2	1	1	1											
	2		3	66	76	115	138	107	100	56	36	27	29	17	4	4						
	3				1	11	8	20	38	69	93	96	110	98	74	42	31	27	22	4	3	5
	4									3	4	15	28	64	75	67	81	119	63	48	30	30
	5														4	2	17	24	31	13	31	
	6																				1	4
	7																					
	8																				1	
	9																					
	計		124	111	127	140	139	155	129	139	129	134	138	167	179	153	117	114	163	109	84	47
教育職（高校等）	1	3	4	7	2	3	6	10	10	13	8	7	9	13	11	12	15	13	8	9	9	5
	2	33	32	32	69	50	63	65	62	67	70	71	71	57	63	75	70	76	112	108	122	133
	特2																		1	1		
	3																					
	4																					
	計	36	36	39	71	53	69	75	72	80	78	78	80	70	74	87	85	89	121	118	131	138
教育職（中・小）	1																					
	2	96	122	137	151	163	155	166	159	152	125	128	124	128	131	113	148	136	121	115	136	117
	特2																			2	1	2
	3																					
	4																					
	計	96	122	137	151	163	155	166	159	152	125	128	124	128	131	113	148	136	121	117	137	119

年数別職員数（その1）

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																					840	3.4	
																						864	7.9
14	12	12	13	13	10	4	3	1	4	1	1	2	3		2						715	16.0	
112	110	101	133	114	143	132	90	75	54	31	26	11	7	11	15	5	3	7	3	2	1,500	24.6	
14	32	34	50	62	69	76	84	78	66	73	86	82	97	66	68	69	51	34	24	23	1,259	31.1	
		4	9	17	13	9	16	26	19	22	36	29	30	23	34	26	21	21	16	10	382	33.1	
					3	4	2	8	15	13	20	18	34	15	13	18	10	10	6	2	193	33.9	
								2	6	5	11	12	14	17	13	7	4	6	4		101	34.7	
			1								1	6	8	6	6	1					30	33.8	
																1					1	37.1	
140	154	151	206	206	238	225	195	190	164	145	181	160	193	138	151	127	89	78	53	37	5,885	20.6	
																						383	1.7
																						778	6.1
4	1			1																		758	11.4
34	16	13	23	17	34	19	14	23	27	21	20	24	23	21	30	19	6	14	10	15	1,050	21.5	
26	26	14	13	13	26	16	23	14	16	28	21	30	31	26	39	28	14	23	24	8	581	28.8	
3	5	5	2	4	6	6	7	9	6	3	8	4	12	15	4	9	7	4	2	7	133	31.6	
					1		2		4	6	3	1	4	8	4	1		2	3		39	33.9	
	1								5	2	3	5	8	10	8	8	4	4	3		62	34.8	
											1	1		8	5	4	1		2	2	24	36.6	
67	49	32	38	35	67	41	46	46	58	60	56	65	78	88	90	69	32	47	44	32	3,808	16.3	
3	1	3	1	3	1	1			2		1		3								196	13.2	
130	163	174	169	164	152	171	181	152	158	177	166	159	121	126	74	30	3	3	3	1	3,978	22.5	
2	3	4	8	6	16	18	12	8	12	13	7	6	11	3	7						138	29.1	
		2	4	3	8	10	15	18	24	12	14	10	6	5	5	1					137	30.3	
								1		8	8	20	18	11	14	10					90	34.4	
135	167	183	182	176	177	200	208	179	196	210	196	195	159	145	100	41	3	3	3	1	4,539	22.8	
117	158	166	176	171	170	209	201	208	182	185	195	180	184	177	163	61	10	8		1	5,745	19.9	
4	4	9	13	19	10	23	18	13	22	27	18	13	12	10	5	1					226	29.1	
1	8	4	14	16	22	33	52	46	60	50	24	31	24	18	12	5					420	30.1	
				1			3	7	21	28	37	52	63	66	75	34	1	1			389	34.3	
122	170	179	203	207	202	265	274	274	285	290	274	276	283	271	255	101	11	9		1	6,780	21.7	

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
研究職	1	2	3	7	6	14	12	10	5	3	1											
	2								1	7	8	3	3	8	8	4	5	2	2			
	3														1	3	8	6	6	3	2	
	4																					
	5																					
	計	2	3	7	6	14	12	10	6	10	9	3	3	8	8	5	8	10	8	6	3	2
医療職（医師等）	1			3	3	1			1													
	2																					
	3																1					
	4																					
	計			3	3	1			1								1					
医療職（薬剤師等）	1																					
	2	1		6	9	6	1	8	9	6	5	2										
	3								1	3	9	4	8	4	2	2	2					
	4									1			4	2	9	4	4	4	4	1	1	1
	5														3	1	3	3	2	1	8	
	6																					
	7																					
	計	1		6	9	6	1	8	10	9	15	6	8	8	4	14	7	7	7	3	2	9
医療職（保健師等）	1																					
	2		4	5	4	4	3	2	2		1											
	3							1		1	1	5		1			1	1				
	4											1	1	3			2	1	1		1	
	5																1	2	1	1		1
	6																					
	計		4	5	4	4	3	3	2	1	2	6	1	4			4	4	2	1	1	1

年数別職員数（その2）

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)	
			1																		64	5.0	
																						51	11.9
9	6	8	7	6	12	10	11	8	2	4	2	3	8	1	3	2		1			132	25.4	
1								1	4		2	6	9	7	3	1	1				35	33.6	
											1		1		3	3	1				9	36.1	
10	6	8	8	6	12	10	11	9	6	4	5	9	18	8	9	6	2	1			291	19.9	
																						8	3.5
							1															1	28.9
	2	1		2			1		2								2				11	27.2	
									2			1				2					5	33.6	
	2	1		2			2		4			1				2	2				25	21.0	
																						53	5.7
																				1		36	11.9
1																						32	15.3
13	5	4	9	9	5	6	6	8	6	7	6	3	3	2	3	1	1				118	25.8	
						2			3		2	1	4	1	2	1						16	32.8
														3	3							6	35.7
14	5	4	9	9	5	8	6	8	9	7	8	4	7	6	8	2	1			1	261	19.2	
																						25	3.9
																						11	10.8
	1																					11	14.7
3	1		3	1	2	1	2	2	2	2	6	2		1							34	26.3	
												1	2	1	5	1						10	35.5
3	2		3	1	2	1	2	2	2	2	6	3	2	2	5	1					91	17.9	

第7表

給料表別，学歴別

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別, 性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,137	% 53.3	人 412	% 7.0	人 2,329	% 39.6
公 安 職		2,206	57.9	53	1.4	1,549	40.7
教育職(高校等)		4,344	95.7	124	2.7	71	1.6
教育職(中・小)		6,490	95.7	288	4.2	2	0.0
研 究 職		268	92.1	18	6.2	5	1.7
医 療 職(医師等)		25	100.0				
医 療 職(薬剤師等)		206	78.9	54	20.7	1	0.4
医 療 職(保健師等)		84	92.3	7	7.7		
合 計		16,760	77.3	956	4.4	3,957	18.3
性 別	男	10,566	63.0	336	35.1	3,008	76.0
	女	6,194	37.0	620	64.9	949	24.0

， 性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
7	0.1	5,885	100.0	4,029	68.5	1,856	31.5
		3,808	100.0	3,446	90.5	362	9.5
		4,539	100.0	2,880	63.5	1,659	36.5
		6,780	100.0	3,225	47.6	3,555	52.4
		291	100.0	202	69.4	89	30.6
		25	100.0	15	60.0	10	40.0
		261	100.0	117	44.8	144	55.2
		91	100.0	2	2.2	89	97.8
7	0.0	21,680	100.0	13,916	64.2	7,764	35.8
6	85.7	13,916	64.2				
1	14.3	7,764	35.8				

第8表

給料表別、扶養手当の

区 分	扶養手当 受給職員数	支 給 額 区			
		配 偶 者 (10,000円)	子	配偶者のない 職員の子のうち 1人目 (10,000円)	左記以外の子 (8,000円)
行 政 職	2,470 人	1,312 人	3,325 人	68 人	3,257 人
公 安 職	2,194	1,577	3,118	17	3,101
教育職(高校等)	2,163	992	3,265	86	3,179
教育職(中・小)	2,407	893	3,451	79	3,372
研 究 職	127	72	179	2	177
医 療 職(医師等)	10	4	14	1	13
医 療 職(薬剤師等)	89	37	119	3	116
医 療 職(保健師等)	8		15	1	14
計	9,468 人	4,887 人	13,486 人	257 人	13,229 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.23 人	0.62 人	0.01 人	0.61 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養親

支給額区分別扶養親族数

分 別 扶 養 親 族 数					扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
父母等	配偶者のない 職員の父母等 のうち1人目 (9,000円)	左記以外の 父母等 (6,500円)	合 計	満16歳の年度初め から満22歳の年度 末までの子 (5,000円加算)		
282 人	59 人	223 人	4,919 人	1,275 人	3,415 人	5,885 人
41	3	38	4,736	571	1,614	3,808
163	39	124	4,420	1,257	2,376	4,539
239	49	190	4,583	1,497	4,373	6,780
4	1	3	255	82	164	291
			18	6	15	25
10	2	8	166	41	172	261
1		1	16	2	83	91
740 人	153 人	587 人	19,113 人	4,731 人	12,212 人	21,680 人
0.03 人	0.01 人	0.03 人	0.88 人	0.22 人		

族数である。

第9表

給料表別住居手

居住区分 給料表	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人
		1	1	2	2	582	865	1,449
公安職	1	8		9	1	263	433	697
教育職(高校等)			1	1	3	398	767	1,168
教育職(中・小)		3		3	1	811	986	1,798
研究職						37	61	98
医療職(医師等)						2	5	7
医療職(薬剤師等)					1	20	43	64
医療職(保健師等)						12	13	25
合計	1	12	2	15	8	2,125	3,173	5,306
割合(%)				0.1				24.5
平均手当支給額	20,987円				25,468円			

当支給額等の状況

当支給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計
借家(公営)				下宿(賄付)				合計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2	3	5					1,456	4,429	5,885
								706	3,102	3,808
	2	1	3					1,172	3,367	4,539
	3	1	4					1,805	4,975	6,780
		1	1					99	192	291
								7	18	25
								64	197	261
								25	66	91
	7	6	13					5,334	16,346	21,680
			0.0				0.0	24.6	75.4	100.0
22,246円								25,448円		

第10表

給料表別，通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別，通勤方法別職員数

給料表	通勤方法 交通機関等 利用者	通勤手当受			
		交通用具使用者			
		自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車	
行政職	人 2,513	人 168	人 39	人 2,090	
公安職	861	155	134	1,835	
教育職(高校等)	231	26	13	3,812	
教育職(中・小)	62	12	12	6,203	
研究職	37	9	5	212	
医療職(医師等)	8			6	
医療職(薬剤師等)	73	1		140	
医療職(保健師等)	27			40	
合計	3,812	371	203	14,338	
構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	19.5	1.9	1.0	73.2
	全職員 (%)	17.6	1.7	0.9	66.1

勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				計	通勤手当 非支給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者						
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普通自動車				
人	人	人	人	人	人	人
90	7	371	5,278	607	5,885	
49	5	71	3,110	698	3,808	
25	6	140	4,253	286	4,539	
3		65	6,357	423	6,780	
2		12	277	14	291	
		1	15	10	25	
3		13	230	31	261	
		11	78	13	91	
172	18	684	19,598	2,082	21,680	
0.9	0.1	3.5	100.0			
0.8	0.1	3.2	90.4	9.6	100.0	

第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手		
		交通機関等者 利用	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 3,812	人 371	人 203
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,622		
	55,000円超 65,000円未満	185		
	65,000円	5		
	計	3,812		
	受給職員平均手当支給額	円 15,551		
距離段階別	10km未満		人 363	人 109
	10km以上 20km未満		8	84
	20km以上 30km未満			9
	30km以上 40km未満			1
	40km以上 50km未満			
	50km以上 60km未満			
	60km以上			
	計		371	203
受給職員平均手当支給額		円 2,458	円 5,752	
受給職員平均手当支給額合計		円 15,551	円 2,458	円 5,752

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

当 受 給 職 員 数 及 び 支 給 額

者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原 動 機 付 自 転 車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
普通自動車				
人	人	人	人	人
14,338	172	18	684	19,598
	人	人	人	人
	141	14	429	4,206
	29	4	215	433
	2		40	47
	172	18	684	4,686
	円	円	円	円
	21,050	24,857	25,503	17,241
人	人	人	人	人
5,559	171	17	380	6,599
4,836	1	1	88	5,018
2,168			19	2,196
1,173			8	1,182
440			25	465
119			81	200
43			83	126
14,338	172	18	684	15,786
円	円	円	円	円
11,036	1,431	2,906	15,319	10,838
円	円	円	円	円
11,036	21,887	27,107	38,685	12,772

第11表

再任用職員の適用給料表別，級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 76	人	人	人	人 63	人 8	人 5	人	人	人	人	人
公安職	2						2					
教育職(高校等)	125	8	117									
教育職(中・小)	153		153									
研究職	9		6		2	1						
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	8				7		1					
医療職(保健師等)	2				2							
合計	375	8	276		74	9	8					

2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 150	人	人	人	人 141	人 3	人 5	人	人 1	人	人	人
公安職	99					29	62	8				
教育職(高校等)	3		3									
教育職(中・小)	30		30									
研究職	9	1	8									
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	11				11							
医療職(保健師等)	1				1							
合計	303	1	41		153	32	67	8	1			

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別, 級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 244	人 91	人 57	人	人 2	人 94	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)	4		1				3					
合計	248	91	58		2	94	3					

第2部 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された1,013事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により27層に層化し、これらの層から267事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完結したものが232事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが2事業所、調査不能なものが33事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた265事業所に占める調査完了率は87.5%であった。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時的な従業員及び役員はすべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係（平成30年4月新卒採用の従業員）445人（このうち行政職に相当する調査実人員390人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の調査職種9,968人（このうち行政職に相当する調査実人員8,798人）。これらを母集団に還元した推定数は55,037人で、行政職に相当するものは、44,396人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第13表

産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
	事業所 232	事業所 39	事業所 16	事業所 31	事業所 27	事業所 83	事業所 36
農業，林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	32	0	5	8	7	8	4
製造業	69	11	1	7	4	36	10
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	4	0	0	0	0	0
情報通信業	12	2	2	1	0	5	2
運輸業，郵便業	26	5	2	4	0	9	6
卸売業，小売業	20	3	2	4	3	6	2
金融業，保険業	9	4	3	0	1	1	0
不動産業， 物品賃貸業	2	0	0	1	0	0	1
学術研究，専門・ 技術サービス業	7	0	0	1	3	2	1
宿泊業， 飲食サービス業	6	0	1	0	1	1	3
生活関連サービス 業，娯楽業	2	0	0	0	0	1	1
教育，学習支援業	8	0	0	0	4	4	0
医療，福祉	13	3	0	2	2	5	1
複合サービス業	9	6	0	0	0	2	1
サービス業	13	1	0	3	2	3	4

(注) 抽出した県内267事業所のうち，規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が35あったため，232事業所の調査となった。

第14表

職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模500人 以 上	企業規模100人 以 上500人未 満	企業規模 100人未 満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	202,949円 [197,708円]	206,304円 [204,537円]	199,984円 [187,638円]	※ 194,894円 [※181,100円]
		短大卒	※ 146,077円 [170,521円]	※ 139,070円 [※161,426円]	※ 161,805円 [※179,893円]	— [—]
		高校卒	160,709円 [157,169円]	167,150円 [165,920円]	156,237円 [149,019円]	150,729円 [147,849円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	208,298円 [205,482円]	214,307円 [210,102円]	201,778円 [201,480円]	194,898円 [※201,400円]
		短大卒	177,251円 [176,589円]	※ 176,633円 [※191,597円]	※ 180,712円 [173,959円]	※ 163,350円 [※176,350円]
		高校卒	163,606円 [162,860円]	160,729円 [161,795円]	167,400円 [166,729円]	※ 170,000円 [※156,898円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	205,292円 [200,671円]	210,036円 [206,337円]	200,657円 [193,131円]	194,897円 [199,370円]
		短大卒	169,508円 [174,283円]	163,326円 [170,896円]	177,413円 [175,574円]	※ 163,350円 [※176,350円]
		高校卒	161,818円 [159,889円]	164,428円 [163,700円]	160,701円 [160,856円]	153,998円 [149,199円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 216,630円 [※228,500円]	— [—]	※ 228,567円 [※228,500円]	※ 212,000円 [—]
	新 卒 研 究 補 助 員	短大卒	※ 204,000円 [—]	— [—]	— [—]	※ 204,000円 [—]
		高校卒	※ 196,000円 [—]	— [—]	— [—]	※ 196,000円 [—]
	準 新 卒 薬 剤 師	大学卒	※ 225,536円 [—]	※ 225,536円 [—]	— [—]	— [—]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大学卒	※ 218,000円 [—]	※ 218,000円 [—]	— [—]	— [—]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	— [※182,000円]	— [—]	— [※182,000円]	— [—]
		短大卒	※ 140,500円 [—]	※ 140,500円 [—]	— [—]	— [—]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	209,340円 [—]	209,357円 [—]	208,700円 [—]	— [—]
	準 新 卒 准 看 護 師	高校卒	— [※177,300円]	— [※177,300円]	— [—]	— [—]
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	— [※221,900円]	— [—]	— [※221,900円]	— [—]	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者へのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

4 []内は、平成29年調査の結果である。

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成30年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長		33	53.8	737,860	251
工場長		10	49.2	619,496	8,368
事務部長		236	52.9	658,076	1,078
技術部長		149	52.8	618,437	5,375
事務部次長		87	53.2	625,070	6,331
技術部次長		74	52.6	627,103	7,181
事務課長		528	50.3	573,255	8,803
技術課長		409	48.4	541,029	7,574
事務課長代理		235	48.5	476,178	34,235
技術課長代理		138	47.6	471,053	31,056
事務係長		830	46.4	485,160	42,646
技術係長		436	47.2	531,064	70,400
事務主任		669	41.2	392,715	39,917
技術主任		468	44.0	438,971	54,783
事務係員		2,465	35.7	305,858	37,317
技術係員		2,031	36.6	345,829	59,725

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(A)-(B)	備 考	対応級
737,609	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
611,128	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
656,998	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
613,062		行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
618,739	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
619,922	中間職(部長-課長間)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
564,452	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
533,455		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
441,943	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
439,997	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
442,514	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
460,664		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
352,798	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代理 以上に直属し, 部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級, 4級) 企業規模100人以上500人未満
384,188	係長のいない事業所において, 職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
268,541		行政職1級
286,104		

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成30年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	12 人	63.4 歳	808,109 円	0 円
	大学教授	90	56.2	646,018	0
	大学准教授	50	46.2	522,762	0
	大学講師	29	42.1	441,884	0
	大学助教	*	*	*	*
	高等学校校長	0	—	—	—
	高等学校教頭	2	54.5	604,122	0
	高等学校教諭	61	46.3	470,440	961
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*
	研究部(課)長	23	50.3	668,065	30,032
	研究室(係)長	28	46.8	576,319	67,965
	主任研究員	42	46.1	504,865	78,714
	研究員	33	35.7	347,267	44,831
	研究補助員	0	—	—	—
医療関係職種	病院長	2	55.4	1,404,350	52,874
	副院長	5	58.4	1,326,465	159,969
	医科長	25	48.2	1,540,438	419,687
	医師	48	38.3	1,021,543	118,766
	歯科医師	*	*	*	*
	薬局長	4	56.0	465,222	22,426

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
808,109 円	
646,018	
522,762	
441,884	
*	
—	
604,122	
469,479	
*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
638,033	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
508,354	構成員3人以上の室(係)の長
426,151	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
302,436	
—	
1,351,476	部下に医師又は歯科医師5人以上
1,166,496	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
1,120,751	部下に医師又は歯科医師1人以上
902,777	
*	
442,796	部下に薬剤師2人以上

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成30年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
医療関係職種	薬 剤 師	33 人	32.1 歳	313,182 円	36,158 円
	診療放射線技師	50	36.2	351,236	35,669
	臨床検査技師	56	39.6	321,369	32,763
	栄 養 士	28	33.3	252,749	15,294
	理学療法士	98	31.9	303,229	16,959
	作業療法士	74	31.5	297,749	17,694
	総看護師長	5	53.8	491,761	0
	看護師長	89	44.6	393,434	36,853
	看護師	208	33.8	313,355	30,931
	准看護師	61	45.2	304,756	31,097
技能労務関係職種	電話交換手	0	—	—	—
	自家用乗用 自動車運転手	0	—	—	—
	守 衛	9	59.8	266,731	33,968
	用 務 員	2	48.0	340,281	0

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

	備 考
(A)－(B)	
277,024 円	
315,567	
288,606	
237,455	
286,270	
280,055	
491,761	部下に看護師長5人以上
356,581	部下に看護師又は准看護師5人以上
282,424	
273,659	
—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
—	
232,763	
340,281	

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成30年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長	*	*	*	*	*
工場長	0	—	—	—	—
事務部長	9	64.1	461,415	0	
技術部長	16	62.4	455,505	14	
事務部次長	*	*	*	*	
技術部次長	5	62.0	331,500	9,500	
事務課長	4	60.0	409,676	0	
技術課長	8	63.7	375,263	7,813	
事務課長代理	0	—	—	—	
技術課長代理	*	*	*	*	
事務係長	17	61.6	276,909	9,765	
技術係長	4	62.2	276,961	1,145	
事務主任	3	63.6	256,520	9,511	
技術主任	3	60.7	464,937	114,208	
事務係員	197	61.9	234,260	11,351	
技術係員	141	62.1	293,442	11,084	

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平均給与額等

(A)-(B)	備考
*	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
461,415	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
455,491	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職
322,000	中間職(部長一課長間)
409,676	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
367,450	
-	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
*	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職
267,144	中間職(課長一係長間)
275,816	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
247,009	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
350,729	係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
222,909	
282,358	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

再雇用者(60歳男性のみ)

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成30年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
支店長		0人	—歳	—円	—円
工場長		0	—	—	—
事務部長		0	—	—	—
技術部長		3	60.0	492,890	0
事務部次長		0	—	—	—
技術部次長		*	*	*	*
事務課長		3	60.0	462,726	0
技術課長		*	*	*	*
事務課長代理		0	—	—	—
技術課長代理		*	*	*	*
事務係長		3	60.0	241,900	2,954
技術係長		0	—	—	—
事務主任		0	—	—	—
技術主任		2	60.0	520,133	131,468
事務係員		32	60.0	234,306	12,809
技術係員		32	60.0	293,003	16,485

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
円 －	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
－	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
－	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
492,890	
－	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職
*	中間職(部長－課長間)
462,726	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
*	
－	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
*	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係長間)
238,946	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
－	
－	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
388,665	係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
221,497	
276,518	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目	区分		技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期(A1)	
	上半期(A2)	249,950円	
特別給の支給額	下半期(B1)	398,870円	
	上半期(B2)	458,589円	
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	1.59月分	
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	1.83月分	
年間の支給割合			3.42月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

民間における家族手当の支給状況
(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
84.7	(89.7)	[16.7]	[9.3]	[73.1]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である(上記以外に未回答事業所が0.9%ある。)

第19表

民間における扶養家族の構成別支給状況
(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,182
配偶者と子1人	18,021
配偶者と子2人	23,539

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第20表

民間における住宅手当の支給状況
(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	59.1
支給しない	40.9

第21表

民間における昇給制度の状況
(単位：%)

役職 段階	項目 企業規模	昇給制度あり				昇給制度 なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	93.9	39.8	80.6	50.4	6.1
	500人以上	93.0	35.3	86.7	55.7	7.0
	100人以上 500人未満	96.2	43.1	75.0	53.6	3.8
	100人未満	88.7	47.6	78.3	25.1	11.3
課長級	規模計	86.8	39.3	81.9	52.0	13.2
	500人以上	81.3	39.5	87.4	57.3	18.7
	100人以上 500人未満	93.2	37.2	78.5	56.6	6.8
	100人未満	86.1	46.0	77.2	25.8	13.9

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況
(単位：%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	57.9	42.1	50.2	49.8	50.0	50.0
	500人以上	62.4	37.6	51.3	48.7	52.2	47.8
	100人以上 500人未満	54.5	45.5	50.2	49.8	49.7	50.3
	100人未満	53.1	46.9	46.9	53.1	44.1	55.9

第3部 生計費関係資料

第23表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成30年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,405	40,636	50,474	60,304	70,143
住居関係費	37,094	40,652	36,554	32,452	28,353
被服・履物費	2,242	7,827	8,992	10,156	11,320
雑費Ⅰ	29,791	26,909	49,906	72,916	95,913
雑費Ⅱ	10,575	24,172	29,948	35,717	41,485
合計	105,107	140,196	175,874	211,545	247,214

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の平成30年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(平成30年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	食料
住居関係費	住居, 光熱・水道, 家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療, 交通・通信, 教育, 教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出(諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第24表

労働経済

項目			年月	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7
		仙台市	前年 同月比 (%)	0.4	0.6	0.6	0.6	0.9	0.9
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9	3.0
生 計 費 出	消 費	全世帯	金額 (円)	295,929	283,056	268,802	279,197	280,320	268,802
			前年 同月比 (%)	△ 0.9	0.4	2.8	0.4	1.4	0.6
		仙台市	金額 (円)	322,010	280,213	256,433	287,919	285,062	246,500
			前年 同月比 (%)	15.4	0.7	△ 16.8	5.8	1.4	△ 2.3
	支 出	全国	金額 (円)	329,949	315,194	296,653	308,818	301,574	295,211
			前年 同月比 (%)	△ 2.4	2.8	7.2	2.1	0.0	△ 0.4
		仙台市	金額 (円)	391,241	301,966	276,033	274,810	333,637	268,375
			前年 同月比 (%)	25.9	△ 2.4	△ 16.6	△ 8.4	12.1	2.7
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	1.6	1.8	1.5	1.7	1.4	1.7
	完全失業率		全 国 (%)	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53
			宮 城 県 (倍)	1.57	1.59	1.58	1.61	1.60	1.59
	産 出	鉱工業生産指数	全国	前年 同月比 (%)	5.7	6.2	5.2	4.5	5.0
宮城県			前年 同月比 (%)	21.8	18.2	20.8	20.8	18.5	35.4

(注) 1 「消費者物価指数」, 「国内企業物価指数」, 「常用雇用指数」の前年同月比は, 平成27年=100とした指数を
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は, 季節調整値である。

指 標 (その 1)

10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7	0.7	総務省
0.3	0.6	1.1	1.3	1.5	1.1	0.5	0.6	0.5	
3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1	2.7	2.8	日本銀行
282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	281,307	267,641	総務省 (家計調査)
0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	
279,408	281,388	325,321	281,443	236,472	272,540	310,768	248,415	285,440	
13.9	0.8	0.5	7.5	△ 2.1	△ 7.8	△ 3.5	△ 11.3	11.3	
313,733	301,164	352,076	317,659	289,177	334,998	334,967	312,354	291,998	
2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	△ 0.9	△ 1.6	
307,272	329,172	364,811	312,000	250,204	267,897	325,978	254,991	252,407	
16.0	11.0	7.1	20.5	0.0	△ 23.4	△ 16.7	△ 15.6	△ 8.6	
1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	1.3	1.3	
2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2	2.4	
1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60	1.62	厚生労働省 (一般職業 紹介状況)
1.61	1.62	1.64	1.67	1.66	1.69	1.73	1.74	1.73	
5.7	3.6	4.5	2.9	1.6	2.4	2.6	4.2	△ 0.9	経産省
38.2	30.9	37.6	32.5	10.7	2.0	△ 2.2	1.4	△ 11.9	

基礎とし、「鉱工業生産指数」の前年同月比は平成22年=100とした指数を基礎としている。

労 働 経 済

項 目			年 月	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	294,971	289,051	291,520	291,266	289,345	291,098	
			前 年 同 月 比 (%)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	
		宮 城 県	金 額 (円)	267,859	260,230	264,750	261,871	261,499	262,987	
			前 年 同 月 比 (%)	1.7	0.2	1.8	0.7	1.5	1.3	
	所 定 内 給 与 (30人以上調査産業計)	全 国	常 用 労 働 者	金 額 (円)	268,859	264,818	267,301	267,053	265,268	267,076
			前 年 同 月 比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.6	0.4	0.8	
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	324,173	318,968	321,878	322,432	320,322	322,279
			前 年 同 月 比 (%)	0.3	0.4	0.4	0.5	0.2	0.5	
		宮 城 県	常 用 労 働 者	金 額 (円)	245,259	239,772	243,966	240,357	240,187	242,716
			前 年 同 月 比 (%)	2.1	0.6	1.8	0.7	1.8	1.6	
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	291,979	286,710	294,155	290,592	289,173	291,871
			前 年 同 月 比 (%)	1.3	0.7	2.8	1.9	2.0	1.8	
	総 実 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)	153.1	144.7	154.2	150.5	144.5	148.4		
		宮 城 県 (時間)	154.1	145.2	155.8	150.0	144.7	149.5		
所 定 外 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0	12.5			
	宮 城 県 (時間)	12.2	11.2	11.6	11.6	11.4	12.1			

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎として
 2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、 「建設業、保険業」、 「不動産業、物品賃貸業」、 「学術研究、専門・技術サービス業」、 「宿泊業、飲食サービス業」、 「医療、福祉」、 「複合サービス事業」、 「サービス業(他に分類されないもの) (外国公
 3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、若しくは、日
 4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働

指 標 (そ の 2)

10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574	292,656	295,074	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6	1.2	1.3	
263,809	261,349	263,729	267,059	264,964	269,795	272,941	269,785	271,543	
1.0	0.2	0.9	3.9	1.9	2.9	1.9	3.7	2.5	
266,571	266,047	266,043	265,610	265,310	268,427	270,683	268,268	270,222	
0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7	1.3	1.1	
322,459	321,560	322,103	321,944	322,033	325,053	326,264	322,443	324,650	
0.4	0.3	0.3	0.7	0.5	0.1	0.7	1.1	0.9	
241,872	239,248	241,171	244,506	243,091	246,604	249,259	247,742	249,698	
1.3	0.3	1.0	3.5	1.5	2.5	1.6	3.3	2.3	
292,172	287,999	290,502	291,143	290,501	294,212	295,863	292,493	294,143	
1.7	0.4	0.6	1.6	△ 0.8	1.3	1.3	2.0	0.0	
149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6	152.7	
148.8	151.6	149.7	143.5	144.0	150.9	153.3	149.9	155.7	
12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4	12.4	
11.9	13.5	12.7	11.7	11.8	13.4	13.0	12.2	12.0	

いる。また、「所定内給与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融
 ビス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)」、「教育、
 務を除く)」のことをいう。

々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。
 日数が一般の労働者より短い者)を除いた労働者をいう。